

令和6年度

事業概要

札幌市建設局みどりの推進部

札幌市みどりの基本計画

基本理念

みどりを知り・守り・つくり・活かし、新たな価値を生み出し、まちの魅力を高めよう

持続可能なグリーンシティさっぽろ

みどりの将来像

自然

良好な自然環境が
保全され、人と
自然が共生して
います。

都市

五感を通して
感じられるみどり
が保全・創出され、
都市の魅力を高めて
います。

ひと

多くの人がみどりに
ふれあい、
幸福感のある
日常生活を
送っています。

目標及び施策の方向性

森林・草地などの自然環境を適切
に維持管理していきます。

- ① 持続的な森林保全・活用
- ② 生物多様性に配慮した
みどりの保全
- ③ みどりの資源の有効活用
- ④ 北東部の平地のみどりの保全

公園などのみどりで都市の安全・
安心を高め、うるおいや賑わいを
創出していきます。

- ⑤ 市街地のみどりの推進
- ⑥ 都心のみどりの増加と価値の
向上
- ⑦ 街路樹のメリハリある管理
- ⑧ 多様な機能を発揮する
公園づくり
- ⑨ ニーズに応じた安全・安心な
公園の再整備
- ⑩ 公園の適正な管理と活用の
推進

市民がみどりを守り育て、
ふれあうための取組を活発にして
いきます。

- ⑪ 自然を知り・守り・つくり・
活かす活動の推進
- ⑫ 都心をみどりで彩り楽しむ
活動の推進
- ⑬ 身近な緑化活動の推進
- ⑭ 協働によるみどりづくりの
仕組みの充実

みどりの推進部 令和6年度主要事業

- 特別緑地保全地区
- 都市環境林
- 市民の森
- 自然歩道
- 伐採届出制度
- 環境緑地保護地区等
- みどりのリサイクル
- 札幌市森林整備事業補助金
- 森林・山村多面的機能発揮
対策支援事業
- 豊かな森づくり推進事業

- 保存樹木制度
- 緑保全創出地域制度
- 風致地区制度
- さっぽろ都心みどりの
まちづくりの助成制度
- 花の回廊推進事業
- 都心部でのおもてなし緑化
の取組
- 市民への緑化啓発の取組
- 健やかな道路緑化推進事業
- 公園造成
- 公園用地取得
- 地域と創る公園機能再編・
再整備推進事業
- 安全・安心な公園再整備事業
- 都市公園の管理
- 公園の官民連携推進事業

- 緑の絵コンクール
- さっぽろふるさとの森
づくり事業
- 札幌市豊平川さけ科学館
- マイタウン・マイフラワー
プラン
- 札幌市緑化植物園
- さっぽろ花と緑の
ネットワーク推進支援事業
- 公園ボランティア登録制度
- 森林ボランティア登録制度

目 次

1	札幌のみどりの現状	
1-1	みどりの現状	1
(1)	緑被率	1
ア	札幌市の緑被率	1
イ	各政令市の緑被率比較	1
(2)	都心部の緑被分布	1
(3)	公園緑地面積	2
ア	札幌市の公園緑地面積	2
イ	各政令市の一人当たりの都市公園等面積	2
(4)	札幌市の森林面積	2
(5)	札幌市の街路樹	2
2	みどりに関する計画	
2-1	みどりに関する計画の体系	3
2-2	札幌のみどりの基本計画	3
(1)	みどりの基本計画とは	3
(2)	計画の体系図	4
(3)	計画の目標	5
3	みどりに関する施策事業	
3-1	みどりの将来像「自然」を実現するために	6
(1)	特別緑地保全地区	6
(2)	都市環境林	6
(3)	市民の森	6
(4)	自然歩道	7
(5)	伐採届出制度	7
(6)	環境緑地保護地区等	7
(7)	みどりのリサイクル	8
(8)	札幌市森林整備事業補助金	8
(9)	森林・山村多面的機能発揮対策推進事業	8
(10)	豊かな森づくり推進事業	8
3-2	みどりの将来像「都市」を実現するために	9
(1)	保存樹木制度	9
(2)	緑保全創出地域制度	9
(3)	風致地区制度	10
(4)	さっぽろ都心みどりのまちづくり助成制度	10
(5)	都心部でのおもてなし緑化の取組	11
(6)	市民への緑化啓発の取組	11
(7)	健やかな道路緑化推進事業	11
(8)	公園造成	12
(9)	公園用地取得	12
(10)	地域と創る公園機能再編再整備推進事業	12
(11)	安全安心な公園再整備事業	12
(12)	都市公園の管理	13
ア	指定管理者制度	14
イ	街区公園等管理委託制度	14
(13)	公園の官民連携推進事業	14

3-3 みどりの将来像「ひと」を実現するために	15
(1) 緑の絵コンクール	15
(2) さっぽろふるさとの森づくり事業	15
ア 札幌水源の森づくり	15
イ さっぽろふるさとの森づくり協定	15
(3) 札幌市豊平川さけ科学館	15
(4) 歩道美化事業	16
(5) マイタウン・マイフラワープラン	16
(6) 札幌市緑化植物園	16
ア 豊平公園緑のセンター	16
イ 平岡樹芸センター	17
ウ 百合が原緑のセンター	17
(7) さっぽろ花と緑のネットワーク推進支援事業	17
(8) 公園ボランティア登録制度	18
(9) 森林ボランティア登録制度	18
3-4 その他	19
(1) 市民緑地認定制度	19
(2) 札幌市都市緑化基金	19
ア 記念樹プレゼント	19
イ 緑化ツタ苗補助	19
ウ フラワーポット貸し出し	19
エ キラリ！さっぽろ公園30選2023	20
オ さっぽろまちづくりガーデニング講座	20
(3) 札幌市森林保全基金	20
(4) 札幌市緑の審議会	20
(5) みどりの報告会	21
参考資料1 みどりの推進部の機構	22
参考資料2 主要事務分掌	23
参考資料3 予算	25
(1) 歳入	25
(2) 歳出	26
参考資料4 公園緑地の現況	29
(1) 札幌の公園緑地の種類	29
(2) 公園緑地区別総括表	30
(3) 主な都市公園等	31
(4) 大規模公園の再整備	38
(5) 札幌の街路樹	39
参考資料5 各区土木部所在地電話番号	40
参考資料6 出資団体	40
(1) (公財)札幌市公園緑化協会	40
(2) 札幌市森林組合	41
参考資料7 指定管理者が管理運営を行う都市公園等	42
参考資料8 みどりの沿革表	43
参考資料9 主要関係機関および団体	46
(1) 大都市	46
(2) 関係団体	47
(3) 主要官公庁	47

1 札幌のみどりの現状

1-1 みどりの現状

(1) 緑被率

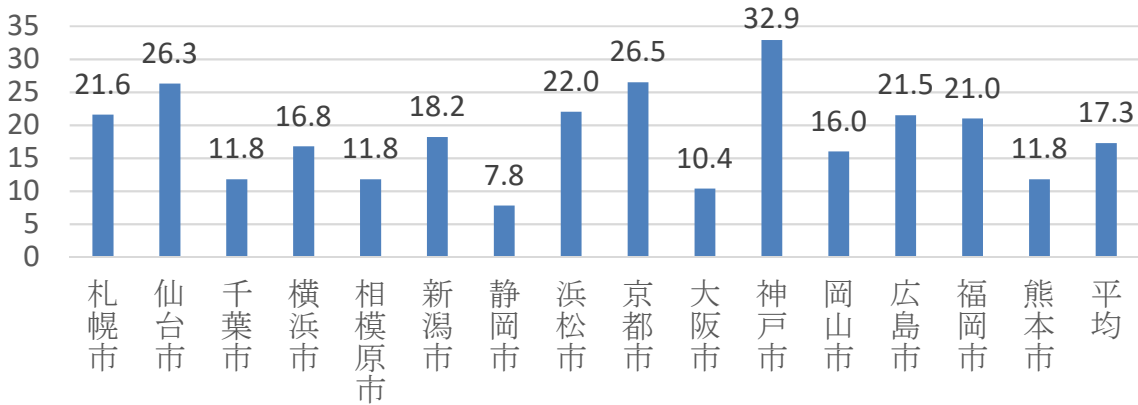
ア 札幌市の緑被率

	緑被面積および緑被率					摘要
		樹林地	草地	農地	水面	
市街化区域	5,258ha 21.0%	2,023ha 8.0%	2,735ha 10.9%	308ha 1.2%	192ha 0.8%	25㎡以上の緑
市街化調整区域	28,215ha 86.8%	20,586ha 63.3%	4,704ha 14.5%	2,349ha 7.2%	576ha 1.8%	1000㎡以上の緑
都市計画区域	33,472ha 58.2%	22,609ha 39.3%	7,439ha 12.9%	2,657ha 4.6%	768ha 1.3%	

※令和5年度緑被現況調査による

※緑被率：樹林地（街路樹、樹林樹木）、草地、農地、水面など植物に覆われた面積が占める割合のこと。

イ 各政令市の緑被率比較（市街化区域）

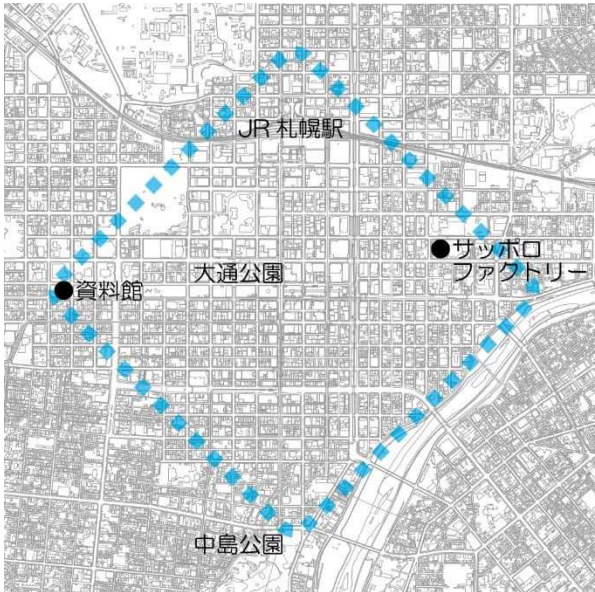
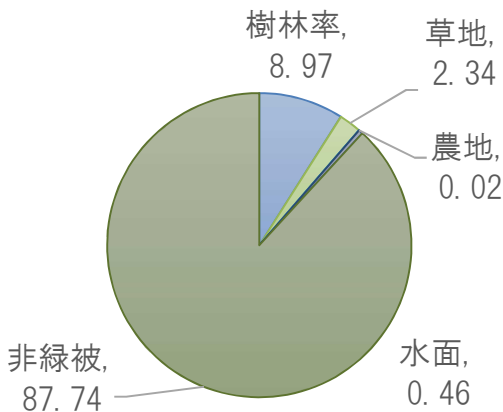


※令和4年度都市緑地の保全及び緑化の推進に関する施策の実績調査（国土交通省）による。

※各都市で調査年度、調査精度が異なる

※札幌市は令和5年度時点

(2) 都心部の緑被分布



「都心」の区域

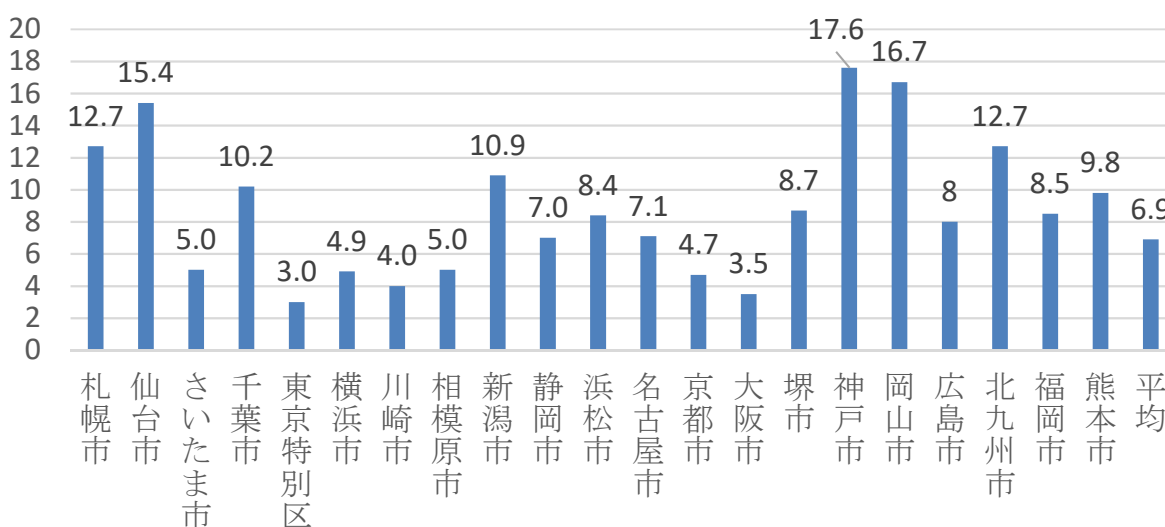
(3) 公園緑地面積

ア 札幌市の公園緑地面積

公園緑地面積 (一人当たり面積)	5,715.8ha (29.2m ² /人)
都市公園面積 (一人当たり面積)	2,502.2ha (12.8m ² /人)
自然緑地面積	2,156.1ha
その他の公共施設緑地	1,057.4ha

※令和6年3月31日現在

イ 各政令市の一人当たりの都市公園等面積



※国土交通省都市公園データベース (令和5年3月31日現在) による。

(4) 札幌市の森林面積

区分	面積 (ha)	割合 (%)
市域面積	112,126	100.0
森林面積	71,341	63.6
国有林	56,201	50.1
市有林	2,077	1.9
民有林	13,063	11.7

※令和4年度北海道林業統計 (令和5年4月1日現在) による

※民有林には道有地の森林も含まれる

※単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の集計値が一致しない場合がある

(5) 札幌市の街路樹

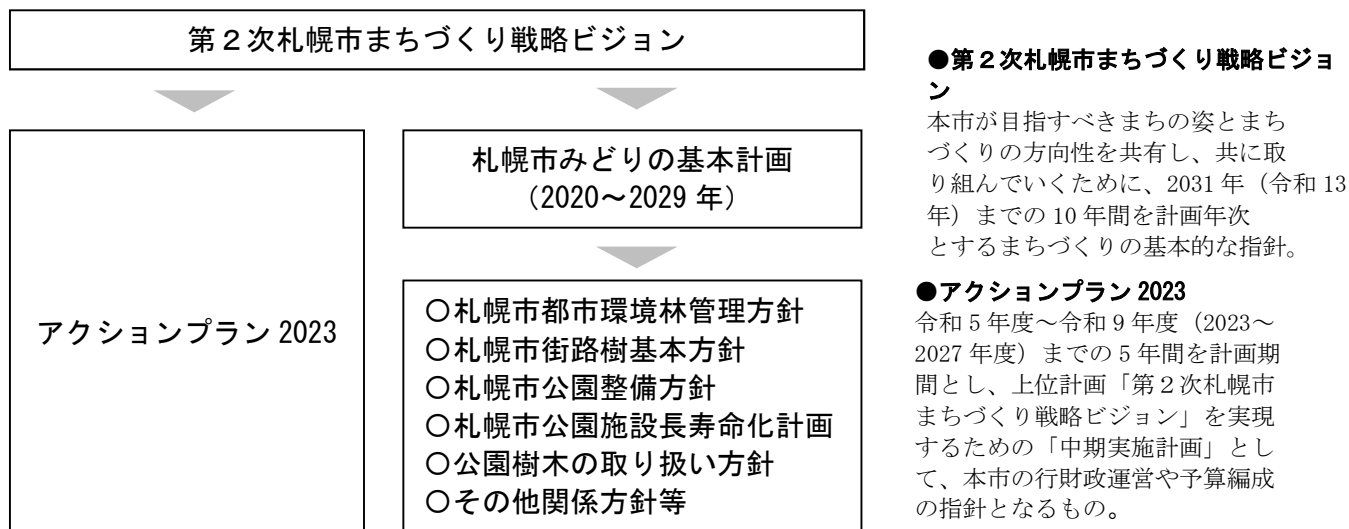
街路樹本数 (市民100人当たりの高木本数)	約21.8万本 (11.1本/100人)
落葉高木	約18.9万本
常緑高木	約2.9万本

※令和6年3月31日現在

※札幌の街路樹 P39 参照

2 みどりに関する計画

2-1 みどりに関する計画の体系



2-2 札幌市みどりの基本計画

(1) みどりの基本計画とは

札幌市みどりの基本計画は、本市における緑化行政に関する基本方針であり、次代のみどり豊かなまちづくりの総合的な指針となるものである。

札幌市では、札幌市緑化推進条例（現「札幌市緑の保全と創出に関する条例」）に基づき、昭和57年（1982年）に「札幌市緑の基本計画」を策定（平成11年、平成23年改定）し、令和2年（2020年）3月に社会情勢の変化や多様な市民ニーズをふまえ「第4次札幌市みどりの基本計画」として改定を行った。

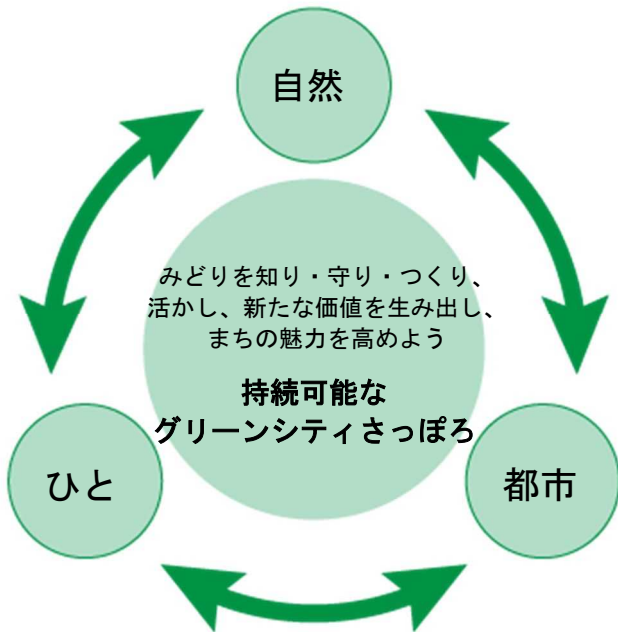
この計画では基本理念を「持続可能なグリーンシティさっぽろ」とし、これからのみどりづくりにおいて、限られた経営資源の中で効果的に事業を展開し札幌のまちの魅力を高めるため、今まで育ててきたみどりを守りながら、柔軟に使いこなしていくことにより、みどりが持つ機能をさらに高めることで新たな価値を生み出すことが重要と捉え、施策の方向性を示している。

■計画の基本理念

みどりを知り・守り・つくり・活かし、
新たな価値を生み出し、まちの魅力を高めよう

持続可能なグリーンシティさっぽろ

■キーワード



「自然」「都市」「ひと」の3つの将来像は密接に関係しており、各将来像の実現に向けて取り組むことで、相乗効果が高まります。

- 各要素にかかるみどりの機能
- 自然**
- ・自然環境の保全
 - ・地球環境問題への対応
- 都市**
- ・都市環境の形成
 - ・防災機能の発揮
 - ・観光まちづくり・地域経済への寄与
- ひと**
- ・さまざまな世代が利用できる場の提供
 - ・コミュニティの形成

(2) 計画の体系図

本計画期間は令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間としている。

基本理念		みどりの将来像	目標	施策の方向性
<p>みどりを知り・守り・つくり・活かし、 新たな価値を生み出し、まちの魅力を高めよう</p> <p>持続可能なグリーンシティさっぽろ</p>	自然	良好な自然環境が保全され、人と自然が共生しています。	森林・草地などの自然環境を適切に維持保全していきます。	<ol style="list-style-type: none"> ① 持続的な森林保全・活用 ② 生物多様性に配慮したみどりの保全 ③ みどりの資源の有効活用 ④ 北東部の平地のみどりの保全
	都市	五感を通して感じられるみどりが保全・創出され、都市の魅力を高めています。	公園などのみどりで都市の安全・安心を高め、うるおいや賑わいを創出していきます。	<ol style="list-style-type: none"> ⑤ 市街地のみどりの推進 ⑥ 都心のみどりの増加と価値の向上 ⑦ 街路樹のメリハリある管理 ⑧ 多様な機能を発揮する公園づくり ⑨ ニーズに応じた安全・安心な公園の再整備 ⑩ 公園の適正な管理と活用の推進
	ひと	多くの人がみどりにふれあい、幸福感のある日常生活を送っています。	市民がみどりを守り育て、ふれあうための取組を活発にしています。	<ol style="list-style-type: none"> ⑪ 自然を知り・守り・つくり・活かす活動の推進 ⑫ 都心のみどりで彩り楽しむ活動の推進 ⑬ 身近な緑化活動の推進 ⑭ 協働によるみどりづくりの仕組みの充実

みどりの基本計画の目標と達成状況

自然

《目標》

森林・草地などの自然環境を適切に維持保全していきます。

評価指標	現況値		目標値 (R11)	達成状況
	数値	年度		
みどりの量	33,627ha	R1	現況値 以上	/
間伐などにより適切な手入れをした都市環境林の面積 (人工林対象面積：約890ha)	244ha	R4	400ha	61%

都市

《目標》

公園のみどりで都市の安全・安心を高め、うるおいや賑わいを創出していきます。

評価指標	現況値		目標値 (R11)	達成状況
	数値	年度		
都心部の公共施設や民間施設の緑化が足りていると 感じている市民の割合（公共施設）	38%	H30	45%	84%
都心部の公共施設や民間施設の緑化が足りていると 感じている市民の割合（民間施設）	32%	H30	40%	80%
公園のバリアフリー化率 (トイレ)	41%	R4	50%	82%
公園のバリアフリー化率 (うち、主要公園トイレ)	76%	R4	85%	89%

ひと

《目標》

市民がみどりを守り育て、ふれあうための取組を活発にしていきます。

評価指標	現況値		目標値 (R11)	達成状況
	数値	年度		
みどりづくりなどに参加した 市民の割合	56%	H30	現況値 以上	/
コミュニティ活動に関する 公園利用届等件数	1,967件	H29	現況値 以上	/

(3) 計画の目標

本計画の将来像を実現するため、今後10年間の目標として以下のとおり設定した。また、目標の達成状況を量るため、計画期間最終年度である令和11年度（2029年度）を目標年度とする評価指標を設定するとともに、分野ごとに調査項目を設け、これらの結果をあわせ、中間評価、最終評価時に目標の達成状況の評価していく。

3 みどりに関する施策・事業

3-1 みどりの将来像「自然」を実現するために

(1) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区制度は、街の中の良好な自然環境を形成する緑を保全することを目的とし、都市緑地法に基づき都市計画決定されるもので、都市景観上・環境保全上あるいは歴史的・文化的観点から保全する必要がある樹林地が対象となる。

<行為制限>

以下の行為を行う場合は、市長の許可が必要となる。

- ・建築物その他の工作物の新築、改築、または増築
- ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・水面の埋め立てまたは干拓 など

<根拠法令>

都市緑地法（第12条）

<指定面積（令和6年3月31日現在）>

25地区（52.0ha）

<問い合わせ先>

みどりの管理課自然緑地係（211-2522）

(2) 都市環境林

札幌市みどりの基本計画による保全対象地や市街地近接地で開発志向の強い地域、自然環境・景観および防災機能上保全が必要な地域などについて、計画的に一般民有林を公有化することにより、これらの森林を保全するものである。

<指定面積（令和6年3月31日現在）>

37地区（1741.43ha）

<実施内容（令和6年度）>

令和6年度は、南沢第二都市環境林を取得（一部買戻し）する予定である。

<問い合わせ先>

みどりの管理課自然緑地係（211-2522）

(3) 市民の森

散策路やベンチ等の整備を市が行い、森林所有者に森林整備のための奨励金を支払う借用方式により、民有林を「市民の森」として市民に開放している。また、森林保全基金で生じる果実を運営資金の一部にあてている。

＜根拠法令＞

札幌市緑の保全と創出に関する条例（第32条）

＜指定面積（令和6年3月31日現在）＞

6地区（414.7ha）

＜問い合わせ先＞

みどりの管理課自然緑地係（211-2522）

(4) 自然歩道

市街地周辺の自然環境に恵まれた森林丘陵地に、8ルート総距離75.1kmの「自然歩道」を設定している。老若男女まで体力に応じたルートが選択でき、自然と親しむレクリエーションの場として多くの市民に利用されている。

＜根拠法令＞

札幌市緑の保全と創出に関する条例（第33条）

＜指定延長（令和6年3月31日現在）＞

8ルート 75.1km

＜問い合わせ先＞

みどりの管理課自然緑地係（211-2522）

(5) 伐採届出制度

伐採届出制度は、森林法に基づき、立木の伐採、それに引き続き行われる造林等の森林施業が適正に行われることを目的とした制度である。民有林のうち森林法第5条に基づき定められた森林（地域森林計画対象林）の立木を伐採する場合は、森林法第10条の8第1項により、事前に市長に対して伐採および伐採後の造林届出書の提出が必要となる。

＜根拠法令＞

森林法（第10条の8）

＜問い合わせ先＞

みどりの管理課審査指導係（211-2522）

(6) 環境緑地保護地区等

北海道自然環境等保全条例に基づき、市街地及びその周辺地域の環境緑地として維持することが必要な樹林地や水辺地、良好な自然景観地、学術的に重要な動植物の生息地等の保護のために指定されているもので、市内では環境緑地保護地区12か所、自然景観保護地区6か所、学術自然保護地区1か所が指定されている。

環境緑地保護地区等において樹木の伐採等を行う場合は、北海道自然環境等保全条例に基づき、市長に対して届出が必要となる。

<根拠法令>

北海道自然環境等保全条例（第 25 条）

<問い合わせ先>

届出に関する事：みどりの管理課審査指導係（211-2522）

指定に関する事：北海道石狩振興局自然環境係（204-5824）

(7) みどりのリサイクル

地域住民・学校・公園ボランティア等との協働により公園樹木落葉等の腐葉土化や、剪定枝・倒木のマルチング材等への有効活用を進めるもの。

<問い合わせ先>

みどりの管理課公園維持係（211-2536）

(8) 札幌市森林整備事業補助金

森林所有者等による適正な森林整備を促進するため「札幌市森林整備事業補助金」を運用している。

<制度概要>

- ・対象森林：地域森林計画の対象とする森林（森林法第 5 条第 1 項）
で、公共法人等が所有する森林を除く
- ・対象者：市内の森林の所有者、市内の森林の所有者から間伐の委託を受けた者等
- ・対象事業：森林調査、間伐、森林作業道整備、林業機械レンタル
- ・補助率：森林調査単位面積当たり定額、間伐・森林作業道整備 68%
又は 36%、林業機械レンタル 50%以内

<問い合わせ先>

みどりの管理課自然緑地係（211-2522）

(9) 森林・山村多面的機能発揮対策支援事業

森林所有者や地域住民、地域外関係者等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組に対して、国、道、市が協力して支援する事業。国が支援する交付金の交付額の 1/6 の額を道と市がそれぞれ支援する。

<根拠法令>

札幌市森林・山村多面的機能発揮対策支援事業補助金交付要領

<支援予定（令和 6 年度）>

4 団体

<問い合わせ先>

みどりの管理課自然緑地係（211-2522）

(10) 豊かな森づくり推進事業

森林所有者又は森林所有者から委託を受けた者が、国の補助金（森林

環境保全整備事業)を利用して、森林経営計画に基づき伐採跡地に植林する場合に、植林経費の最大26%を上乗せ補助する事業。市が26%を補助した場合に、道から市に16%を限度に補助される。

<根拠法令>

札幌市豊かな森づくり推進事業補助金交付要領

<実施予定(令和6年度)>

なし

<問い合わせ先>

みどりの管理課自然緑地係(211-2522)

3-2 みどりの将来像「都市」を実現するために

(1) 保存樹木制度

当制度は、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」および「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に基づき、由緒由来や学術的価値のある樹木や並木など街の中の貴重な樹木等を法律では「保存樹(保存樹林)」、条例では「保存樹木(保存並木)」として指定する制度である。

※北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木

札幌市内指定箇所:5か所

<根拠法令>

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(第2条)

札幌市緑の保全と創出に関する条例(第24条)

<事業実績(令和5年3月31日現在)>

法律に基づく指定:20か所(計38本、34,515㎡)

条例に基づく指定:14か所(計14本、87,223㎡)

<問い合わせ先>

みどりの管理課公園維持係(211-2536)

(2) 緑保全創出地域制度

緑保全創出地域制度は、「札幌市緑の保全と創出に関する条例」により、市内全域を山岳地域、里山地域、里地地域、居住系市街地および業務系市街地の5つの地域に種別化し、土地利用の行為に対してそれぞれの種別ごとに一定の緑化等の確保を図り、緑豊かな都市環境の保全および創出を図る制度である。

<許可の必要な行為>

緑保全創出地域内では敷地面積または開発行為等の面積が1,000㎡以上で、次の行為等を行う場合には、市長の許可が必要となる。

- ・建築物の建築
- ・工作物の建設

- ・宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ・樹木の伐採
- ・水面の埋め立てまたは干拓
- ・土石の類の堆積
- ・物件のたい積の用に供するための土地の使用

＜根拠法令＞

札幌市緑の保全と創出に関する条例（第12条）

＜問い合わせ先＞

制度に関すること：みどりの推進課企画係（211-2533）

許可の申請に関すること：みどりの管理課審査指導係（211-2522）

(3) 風致地区制度

風致地区は、都市計画法に基づく地域地区の一種で、本制度は都市の風致（本市では自然環境の骨格をなす山並み、丘陵、河川および市街地に残る緑地を中心とした緑豊かな都市環境）を保全するために定められた制度である。本市では、「札幌市緑の保全と創出に関する条例」により風致地区を第1種から第4種まで種別化し、その種別ごとに建築物の建築等の行為を規制するとともに、一定の緑化を図ることにより、都市の風致とみどり豊かな都市環境を保全している。

＜許可の必要な行為＞

風致地区内では、次の行為等を行う場合に、市長の許可が必要となる。

- ・建築物の建築
- ・工作物の建設
- ・宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ・樹木の伐採
- ・水面の埋め立てまたは干拓
- ・土石の類の採取
- ・建築物その他の工作物の色彩の変更
- ・物件のたい積の用に供するための土地の使用

＜根拠法令＞

都市計画法（第8条1項7号、第9条22項、第58条1項）

札幌市緑の保全と創出に関する条例（第29～31条）

＜指定面積（令和5年3月31日現在）＞

12地区（3,597.2ha）

＜問い合わせ先＞

みどりの管理課審査指導係（211-2522）

(4) さっぽろ都心みどりのまちづくり助成制度

事業者との協働による民有地緑化を推進するための「さっぽろ都心みどりのまちづくり助成制度」を運用している。

＜制度概要＞

事業者が都心部で行う民有地緑化費用の一部を助成する。

- ・対象区域：第4次さっぽろみどりの基本計画における「緑化重点地
（＝札幌市立地適正化計画における「都市機能誘導区域(都心)」）
- ・対象者：事業者
- ・対象緑化：空地、壁面、屋上、室内
- ・助成率：3分の2以下
- ・上限額：3,000万円

＜事業実績（平成25年度～令和5年度）＞

ホテル3件、商業・オフィスビル13件、マンション2件、その他1件

＜問い合わせ先＞

みどりの管理課都市緑化係（211-2522）

(5) 都心部でのおもてなし緑化の取組

市民や企業との協働のもと、札幌の顔である都心部において、北国の色鮮やかな花を活用しながら、フラワーコンテナやハンギングなどで緑化することで魅力ある街並みづくりに取り組んでいる。

＜事業実績（令和5年度）＞

市役所本庁舎外構、さっぽろ創世スクエア周辺、大通界限、札幌駅南口駅前広場

＜問い合わせ先＞

みどりの管理課都市緑化係（211-2522）

(6) 市民への緑化啓発の取組

市有施設において、緑のカーテンや壁面緑化パネル、緑化コンテナを設置するなど、市が率先導入することで、市民や企業への緑化意識の高揚を図り、その取組の普及につなげる。

＜事業実績（令和5年度）＞

緑のカーテン：21か所（児童会館や保育園など）
壁面緑化パネル：3か所（区役所など）
緑化コンテナ：1か所（札幌駅前通地下歩行空間）

＜問い合わせ先＞

みどりの管理課都市緑化係（211-2522）

(7) 健やかな道路緑化推進事業

市内の道路にある約21万本（国道を除く）の街路樹の保護・育成に努め、札幌らしさを表現した並木道の創出を図る。

具体的には、都心部や主要幹線における高所作業車を使用したボリュームアップ剪定や街路樹診断に基づく危険木処理（樹木更新）などを行い、安全な街路樹づくりを推進する。

＜実施内容（令和5年度）＞

ボリュームアップ剪定：55 路線、街路樹診断：3,273 本

＜問い合わせ先＞

みどりの管理課樹木担当係（211-2536）

(8) 公園造成

公園の種別ごとの整備目的に応じて、適正な配置を進める。

＜総合公園＞

厚別山本公園（厚別区）

＜問い合わせ先＞

計画に関すること：みどりの推進課計画係（211-2533）

工事に関すること：みどりの推進課造園一係、造園二係(211-2525)

(9) 公園用地取得

都市公園を新設・拡張するための事業用地を取得する。

＜問い合わせ先＞

みどりの推進課計画係（211-2533）

(10) 地域と創る公園再整備事業

老朽化した身近な公園を対象に、地域の方々との意見交換を行い、地域ニーズを十分に取り入れた再整備を行うもので、公園整備方針に基づき、地域内に公園が複数存在する場合は、それぞれの公園で機能分担し、機能重複の解消を図った再整備を進める。

＜実施内容（令和6年度）＞

■地域ニーズを積極的に取り入れた再整備

（全面再整備：地域の核となる公園）

工事：23 公園（白石公園など）

設計：13 公園（石山東公園など）

■公園の機能特化を図る再整備

（全面再整備：機能特化公園）

工事：8 公園（屯田ポテト公園など）

設計：10 公園（新琴似バンビ公園など）

＜問い合わせ先＞

みどりの推進課事業推進係（211-2525）

(11) 安全・安心な公園再整備事業

札幌市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具や管理事務所などの改修を進め、公園の安全及び機能を維持する。また、札幌市バリアフリー基本構想等に基づき、園路や駐車場、トイレのバリアフリー化をすすめる。

<実施内容（令和6年度）>

■老朽化した施設やバリアフリー未対応施設の改修

工事：24 公園（北光公園など）

設計：11 公園（清田西公園など）

<問い合わせ先>

みどりの推進課事業推進係（211-2525）

(12) 都市公園の管理

市内各所に点在する都市公園については、下表のとおりみどりの推進部が中島公園等 11 公園を所管し、各区土木部がそれ以外の公園を所管・管理しているが、平成 18 年度から段階的に指定管理者制度を導入したことにより、令和元年度からは 47 か所（46 公園）において、指定管理者による管理運営を行っている。

また、一部の街区公園等については、清掃・草刈り・危険通報などの日常的な維持管理作業に関して、地元町内会への委託を行い、それ以外の公園については、専門業者に業務を委託している。

<主な管理業務>

公園緑地の管理業務は、主に園内の草刈り・清掃・遊具の保守点検などの維持管理、公園の占用・使用・設置等に係る許認可事務などの法制管理、公園の現状を常に明確に保つための公園台帳整備などの財産管理がある。

<みどりの推進部および各区土木部が所管する公園>

	公園緑地名
みどりの推進部所管	中島公園、円山公園、大通公園、創成川公園、百合が原公園、モエレ沼公園、豊平公園、平岡公園、平岡樹芸センター、手稲稲積公園、豊平川緑地の一部
各区土木部所管	上記以外の公園（厚別公園及び芸術の森を除く）

<関係法令>

都市公園法／都市公園法施行規則

札幌市都市公園条例／札幌市都市公園条例施行規則

<問い合わせ先>

許認可に関すること：みどりの管理課公園管理係（211-2536）

公園の維持管理に関すること：みどりの管理課公園維持係（211-2536）

各区所管の公園の許認可および維持管理に関すること

：各区土木部維持管理課公園緑化係

※各区土木部所在地・電話番号 P40 参照

ア 指定管理者制度

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活かしつつ、住民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的とした制度である。平成18年度から段階的に市内の都市公園に導入し、令和5年度は47か所（46公園）が指定管理者により管理されている。

※指定管理者が管理運営を行う都市公園等 P42 参照

イ 街区公園等管理委託制度

本制度は、市民の公園への愛着をはぐくむとともに、市民と行政が一体となって安全に公園を管理することを目的とし、町内会等の地域の団体に街区公園等の草刈りや清掃の業務を委託する制度である。

<活動内容>

公園全般の清掃・草刈り・巡視、異常発見時の連絡

<実績（令和5年度）>

	中央区	北 区	東 区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南 区	西 区	手稲区	合 計
街 区 公 園 数	111	446	265	166	133	238	216	257	305	271	2,408
町内会に管理委託を行っている街区公園数	45	236	102	82	60	128	84	71	181	136	1,125
街区公園の町内会等管理委託率（%）	40.5%	52.9%	38.5%	49.4%	45.1%	53.8%	38.9%	27.6%	59.3%	50.2%	46.7%
委託団体数	27	110	57	34	20	53	43	32	55	74	505

<問い合わせ先>

みどりの管理課公園管理係（211-2536）

各区土木部維持管理課事務係

※各区土木部所在地・電話番号 P40 参照

(13) 公園の官民連携推進事業

行政の財政負担を極力抑えつつ、公園の魅力向上や公園施設の老朽化対策等を行うため、民間活力の導入等による新たな魅力の創出や持続的な管理運営に取り組んでいる。

<実施内容>

百合が原公園で民設民営の飲食施設等を公募

<事業手法（根拠法令）>

都市公園法 第5条の2

公募設置管理許可制度（Park-PFI 制度）

<問い合わせ先>

みどりの推進課企画係（211-2533）

3-3 みどりの将来像「ひと」を実現するために

(1) 緑の絵コンクール

緑化の普及・啓発を目的とし、毎年6月から9月頃にかけて札幌市内の小中学生から緑をテーマとした絵画を募集する緑の絵コンクールを開催している。

<事業実績（令和5年度）>

応募総数 小学校 34校（65点）、中学校 21校（622点）

<問い合わせ先>

みどりの管理課都市緑化係（211-2522）

（公財）札幌市公園緑化協会（211-2579）

(2) さっぽろふるさとの森づくり事業

本事業は、都市化の進んだ本市においてみどり豊かなまちづくりを進めるため、市民参加による森づくりの推進を図り、市民の森づくりへの関心を高め、市民が愛着を感じる森づくりに取り組むものである。

<問い合わせ先>

みどりの管理課自然緑地係（211-2522）

ア 札幌水源の森づくり

林野庁北海道森林管理局と共催で市民参加のもとバイオブロック苗木（カミネッコ）をつくり、札幌市民の水源である定山溪国有林へ植樹する。

イ さっぽろふるさとの森づくり協定

市と企業等が大規模公園等での森づくり協定を締結し民間主導の森林保全活動を進めている。

<継続中の協定>

7団体

(3) 札幌市豊平川さけ科学館

豊平川さけ科学館は、本市の母なる川である豊平川のサケ回帰事業を通じて広く生物や自然環境の保護に関する知識の普及を目的に、昭和59年に開館した。本施設では、サケの孵化と成長の過程を観察できるほか、サケの生態や生息のための自然環境の保全に関する資料の展示を行っている。なお、平成18年度から指定管理者により管理されている。

<開館時間>

午前9時15分から午後4時45分まで

＜休館日＞

毎週月曜日（月曜日が休日の場合はそれ以降の最初の平日）、12月29日から翌年1月3日まで

＜問い合わせ先＞

582-7555

(4) 歩道美化事業

地域住民に花苗を提供し、街路樹ます等での花壇づくりを実施することで道路景観の向上を図っている。また、歩道美化運動のさらなる高揚を図るため、ます花壇の優良制作者（町内会等の団体）を表彰している。

＜事業実績（令和5年度）＞

- ・実施団体数：1,020 団体
- ・配布花苗数：378,095 株
- ・表彰：16 団体

＜問い合わせ先＞

みどりの管理課都市緑化係（211-2522）

(5) マイタウン・マイフラワープラン

幼稚園や小学校、町内会などが街路樹ます等に植える花苗を自ら種から育てる取組に対し、種や資材による支援を行うことで、緑化意識の醸成を図り、自主活動の促進を図っている。また、平成26年度からは、小学校で育てたフラワーポットを近隣企業に預けて管理してもらう取組を実施している。

＜事業実績（令和5年度）＞

幼稚園6園、小学校67校、地域団体9団体

＜問い合わせ先＞

みどりの管理課都市緑化係（211-2522）

(6) 札幌市緑化植物園

本市では、市民の庭づくりや園芸の普及振興を目的に、昭和53年開設の豊平公園内の緑のセンターをはじめ平岡樹芸センター、百合が原緑のセンターを開設している。緑の相談員による園芸相談コーナーを常設しているほか、定期的に行われている講習会や展示会には、季節を問わず多くの市民が訪れている。

ア 豊平公園緑のセンター

＜開館時間＞

午前8時45分から午後5時15分まで

＜休館日＞

毎週月曜日（月曜日が休日の場合はそれ以降の最初の平日）、12月

29日から翌年1月3日まで

＜緑の相談＞

相談日・時間：休館日を除く毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時まで休み）

＜問い合わせ先＞

811-9370

イ 平岡樹芸センター

＜開館時間＞

午前8時45分から午後5時15分まで

＜休館日＞

毎週月曜日（月曜日が休日の場合はそれ以降の最初の平日）、11月4日から翌年4月28日まで

＜緑の相談＞

相談日・時間：4月29日から11月3日までの毎週水・土曜日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時まで休み）

＜問い合わせ先＞

883-2891

ウ 百合が原緑のセンター

＜開館時間＞

午前8時45分から午後5時15分まで

＜休館日＞

毎週月曜日（月曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）、12月29日から翌年1月3日まで

＜温室観覧料＞

大人（高校生以上）130円、中学生以下・65歳以上は無料

＜緑の相談＞

相談日・時間：4月中旬から11月上旬までの毎週木・日曜日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時まで休み）

＜問い合わせ先＞

772-3511

**(7) さっぽろ花と緑のネットワーク推進支援事業
（さっぽろタウンガーデナーの登録、支援）**

本事業は、花や緑に関するまちづくり活動に取り組む市民を募集、登録し、相互交流できるイベントの開催や活動に役立つ情報の発信などの支援を行うことで、知識向上やスキルアップへとつなげ、市民活動の一層の推進や活動主体間のネットワーク化を図るものである。

<登録実績（令和6年3月31日現在）>

さっぽろタウンガーデナー（個人登録） 272人
花と緑のボランティア団体（団体登録） 34団体

<問い合わせ先>

みどりの管理課都市緑化係（211-2522）

(8) 公園ボランティア登録制度

公園ボランティア登録制度は、都市公園等における市民のボランティア活動の実態を把握し、状況に応じた側面的な支援を行うことにより、公園における清掃や草刈り、花壇管理等のボランティア活動を促進するための制度である。

<活動までの流れ>

- ① 活動を希望する公園を所管する課（各区土木部、みどりの管理課）に活動申出を行う。
- ② 活動申出に基づき、所管課と活動計画等について協議し、登録（登録の可否決定）を行う。
- ③ 活動計画書に基づき公園での活動を実施する。

<登録実績（令和6年3月31日現在）>

公園ボランティア登録者数 121団体 29個人
（中央区、北区、東区、白石区、厚別区、清田区、南区、西区、手稲区）

<問い合わせ先>

みどりの管理課活用推進担当係（211-2522）
各区土木部維持管理課公園緑化係
※各区土木部所在地・電話番号 P40 参照

(9) 森林ボランティア登録制度

森林ボランティア登録制度は、都市環境林、市民の森、特別緑地保全地区内で草刈りや間伐等の自主的な森林保全活動を行う団体や個人を登録し、森林保全の技術支援や資機材等の貸与を行うことにより、森林における自主的な保全活動を促進するための制度である。

<登録実績（令和6年3月31日）>

森林ボランティア登録者数 17団体 13個人

<問い合わせ先>

みどりの管理課自然緑地係（211-2522）

3-4 その他

(1) 市民緑地認定制度

民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する民間主体が、設置管理計画を作成し、市長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度である。

<根拠法令>

都市緑地法（第60条）

<問い合わせ先>

みどりの推進課計画係（211-2533）

(2) 札幌市都市緑化基金

都市緑化の推進を目的とした各種の普及啓発および助成事業を行うため、昭和59年に設立した。

<基金の合計（令和6年3月31日現在）>

550,195千円

<基金の運用>

（公財）札幌市公園緑化協会では、札幌市都市緑化基金から生じる果実（利子）により、緑の普及・啓発に関わるさまざまな活動や助成を行っている。

ア 記念樹プレゼント

記念樹プレゼントは、札幌市民の結婚、出産などの人生の節目を記念する慶事を対象に、ライラックの苗木をプレゼントする制度である。

<事業実績（令和5年度）>

416本

イ 緑化ツタ苗補助

緑化ツタ苗補助は、札幌市内の住宅や事業所等を対象に、壁面や法面緑化の際に使用するツタ苗の補助を行う制度である。

<補助の範囲>

植え込み予定の50%（最大15本）

<事業実績（令和5年度）>

2件、16本（補助は半数）

ウ フラワーポット貸し出し

フラワーポット貸し出し制度は、札幌市内の町内会や商店街などの民間団体へ1団体当たり20～40個のフラワーポットを3年間貸し出しする制度である。

<事業実績（令和5年度）>

1団体、10基

エ キラリ！さっぽろ公園 30 選 2023

市民に花や緑への関心を高めてもらうことを目的とし、公園緑地等の花や緑、自然とのふれあいなどをテーマとしたフォトコンテストを開催している。

<事業実績（令和 5 年度）>

119 人、482 点 30 作入選

オ さっぽろまちづくりガーデニング講座

18 歳以上の市民を対象に、札幌の気候に合った植物を用いたガーデニング、街路ます・花壇の植栽や管理など、地域の景観を整える活動を担う知識と技術を学ぶものである。

<事業実績（令和 5 年度）>

全 17 回の連続講座 受講者：12 人

<問い合わせ先>

みどりの管理課都市緑化係（211-2522）

（公財）札幌市公園緑化協会（211-2579）

（ホームページ URL：<http://www.sapporo-park.or.jp/kikin/>）

(3) 札幌市森林保全基金

良好な都市生活環境を形成している樹林地の保全施策を展開する上で必要となる資金を恒常的に捻出するための財源として、昭和 63 年に設立した。森林保全基金により生じる果実は、主に市民の森事業の奨励金に運用される。

<基金の合計（令和 6 年 3 月 31 日）>

1,008,487 千円

<問い合わせ先>

みどりの管理課自然緑地係（211-2522）

(4) 札幌市緑の審議会

札幌市緑の審議会は、昭和 52 年 4 月に旧札幌市緑化推進条例に基づき設置され、平成 13 年 10 月に施行した「札幌市緑の保全と創出に関する条例」においても、引き続き、設置することとされている。

<主な審査事項等>

みどりの基本計画の策定・変更や緑保全創出地域の指定・変更・解除など条例に定められた事項について審議するほか、市長の諮問に応じて緑の保全および創出に関する重要事項を調査・審議する。

<委員構成>

各分野における有識者の委員および市民から公募により選出した委員で構成（令和 5 年 4 月現在 16 名）

<問い合わせ先>

みどりの推進課事務係（211-2533）

(5) みどりの報告会

本市の緑化行政の実状や課題を踏まえた公園整備や公園管理における新たな取組、緑化技術の研究報告など緑化施策に関する事例発表や、他部局や本市都市公園指定管理者などからの多岐に渡るテーマの事業報告等を通じて、職員の知識や技術の向上および職員相互の情報共有を図り、緑化施策の推進に役立てるものである。

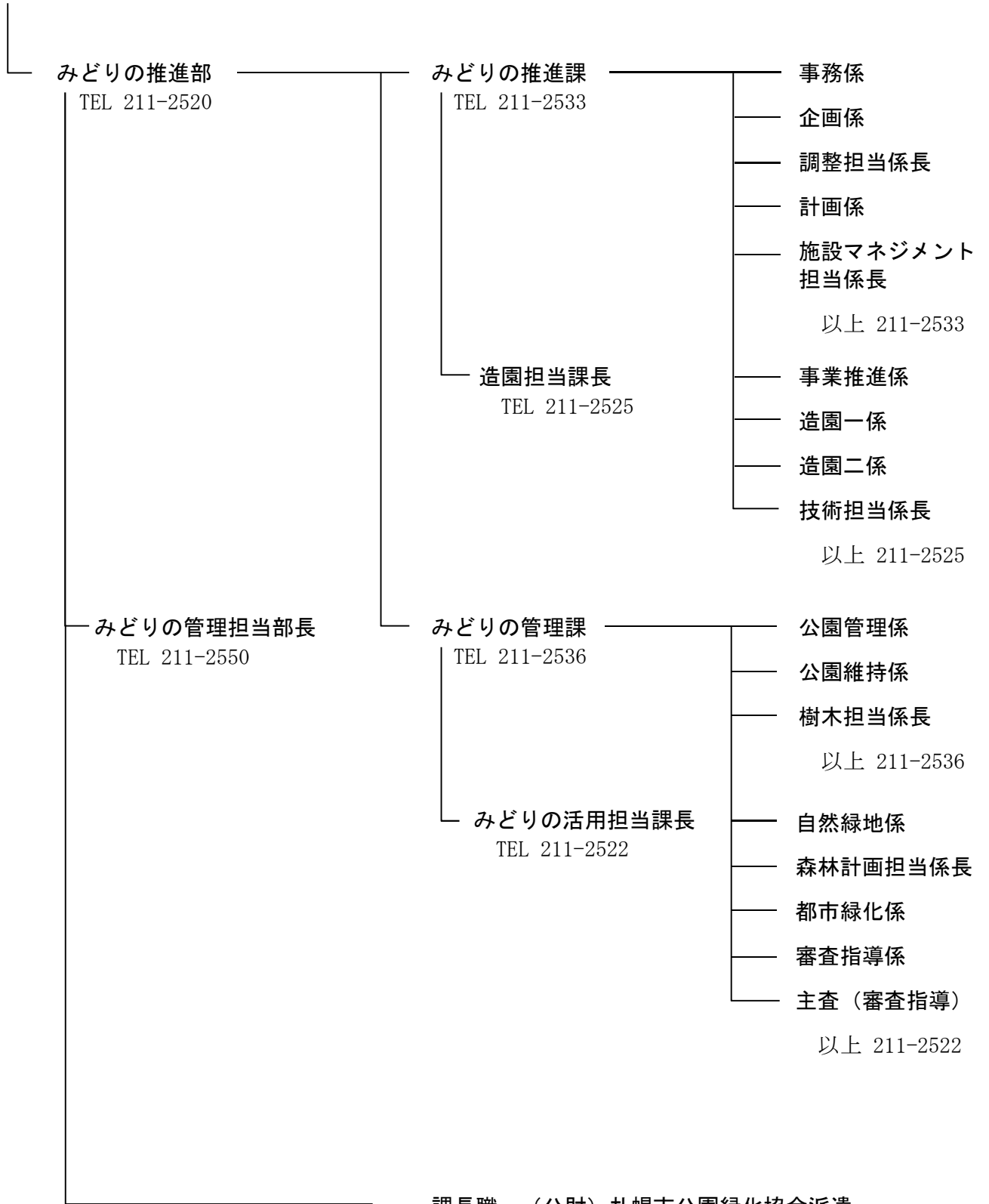
<問い合わせ先>

みどりの推進課企画係（211-2533）

参 考 资 料

参考資料 1 みどりの推進部の機構

建設局長 TEL 211-2500 (秘書 211-2503)



課長職 (公財) 札幌市公園緑化協会派遣
TEL 211-2579

参考資料2 主要事務分掌

建設局みどりの推進部みどりの推進課	
事務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内の経理 (2) 部内の契約事務に関すること (3) 緑の審議会の庶務 (4) 部所管の出資団体に関すること (5) 公用車の運転及び維持管理 (6) 部内他課係等の所管に属しないこと
企画係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緑の基本計画等の推進に係る調整 (2) みどりの推進事業に係る調整 (3) 緑の基本計画の総括及び調整 (4) 都心のみどりづくり方針の総括及び調整
調整担当係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 開発予算の総括調整に関すること (2) 大規模公園等のマネジメントに関すること (3) 部内職員の研修の調整に関すること
計画係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市公園の計画調査及び大規模公園の基本計画に関すること (2) 長期未整備地（公園予定地）の解消に関すること (3) 開発行為、区画整理等の都市公園に係る指導及び協議 (4) 都市公園の設置判断に関すること (5) 都市公園の整備方針及び新規整備に関すること (6) 都市公園等の事業用地の取得及び支障物件移転補償並びに代替地等取得処分に関すること
施設マネジメント担当係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公園施設の廃止、縮小、適正配置等に関すること (2) 公園施設のバリアフリーに関すること (3) 長寿命化計画の修正及び見直しに関すること
みどりの推進課造園担当課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業推進係、造園一係、造園二係及び技術担当係長所管事務の総括調整
事業推進係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事等関連予算についての調整 (2) 公園内建築物等の整備について、他部局との業務調整に関すること (3) 公園工事の会計検査・完了検査の総括に関すること
造園一係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市公園等の造成、設計、監督等に関すること (2) 計画中の大規模公園・緑地等の調整に関すること (3) 他部局からの造園に係る設計、監督等の受託業務に関すること (4) 他部局との業務調整に関すること (5) 建設副産物等に関すること
造園二係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市公園等の造成、設計、監督等に関すること (2) 計画中の大規模公園・緑地等の調整に関すること (3) 他部局からの造園に係る設計、監督等の受託業務に関すること (4) 他部局との業務調整に関すること (5) 造園に係る発注及び統計資料作成に関すること (6) 工事安全管理委員会に関すること
技術担当係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 造園工事の設計・施工技術の調整及び統一に関すること (2) 工事及び役務の設計審査 (3) 小額工事のしゅん功検査及び設計業務の完了検査 (4) 工事管理室との調整に関すること (5) 資材価格調査に関すること (6) 工事等の情報提供に関すること (7) 公園設計積算基準等委員会の分科会に関すること (8) 使用資材選定委員会に関すること

建設局みどりの推進部みどりの管理課
みどりの推進部みどりの管理担当部長 (1) みどりの管理課及びみどりの活用担当課長所管事務の総括調整
公園管理係 (1) 公園緑地等の管理運営に関すること (2) 公園緑地等の占用許可及び公園緑地等内の行為の許可に関すること (3) 公園緑地管理の総括調整に関すること (4) 豊平川さけ科学館に関すること (5) 財産管理及び台帳整備 (6) 課内他係等の所管に属しないこと
公園維持係 (1) 公園緑地の維持管理に係る調整 (2) 公園緑地の維持管理に係る基準の整備 (3) 大通公園ほか10公園及びダム園地の維持管理 (4) 公園便所等の維持管理
樹木担当係長 (1) 街路樹基本方針に関すること (2) 街路樹等の維持管理に係る調整 (3) 公園樹木の取扱い方針に関すること
みどりの管理課みどりの活用担当課長 (1) 自然緑地係、森林計画担当係長、都市緑化係及び審査指導係所管事務の総括調整
自然緑地係 (1) 自然緑地等の保全施策や林務に関すること (2) 都市環境林、自然歩道、市民の森、特別緑地保全地区等の維持管理や使用許可、財産管理等の管理運営に関すること (3) 森林ボランティアの活動支援に関すること
森林計画担当係長 (1) 森林の計画及び事業推進に関すること (2) 森林環境譲与税の利活用、庁内調整に関すること (3) 森林経営管理制度に関すること (4) 木材利用促進施策に関すること (5) 市民・企業との森づくり事業に関すること
都市緑化係 (1) 都市緑化の推進に関すること (2) 緑化に関する啓発に関すること (3) 都市緑化基金に係る調整に関すること (4) 地域に対する緑化支援に関すること (5) 市民・企業などとの協働の推進に関すること (6) 公園ボランティアの活動支援に関すること (7) さっぽろ都心みどりのまちづくり助成制度に関すること
審査指導係 主査（審査指導） (1) 緑保全創出地域及び風致地区に係る許可及び指導に関すること (2) 民有林に係る伐採及び林地開発行為の届出に関すること

参考資料3 予算

(1) 歳入

<みどりの推進部歳入>

単位：千円

款 項 目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	増 減 額
17 使用料及び手数料	44,778	43,865	913
01 使用料	44,736	43,810	926
05 土木費使用料	44,736	43,810	926
02 手数料	42	55	▲ 13
05 土木費手数料	42	55	▲ 13
18 国庫支出金	1,253,621	1,253,621	0
02 国庫交付金	348,000	0	348,000
04 土木費補助金	348,000	0	348,000
04 国庫交付金	905,621	1,253,621	▲ 348,000
05 土木費交付金	905,621	1,253,621	▲ 348,000
19 道支出金	15	263	▲ 248
04 道交付金	15	263	▲ 248
05 土木費交付金	15	263	▲ 248
20 財産収入	5,273	5,017	256
01 財産運用収入	5,273	5,017	256
01 財産貸付収入	5,273	5,017	256
21 寄附金	1,567	1,812	▲ 245
01 寄附金	1,567	1,812	▲ 245
04 土木費寄附金	1,567	1,812	▲ 245
22 繰入金	9,395	48,145	▲ 38,750
01 特別会計繰入金	9,395	8,422	973
02 基金会計	9,395	8,422	973
02 基金繰入金	0	39,723	▲ 39,723
09 まちづくり推進基金	0	39,723	▲ 39,723
24 諸収入	34,883	22,877	12,006
06 雑入	34,883	22,877	12,006
07 保険料	102	84	18
13 土木費雑入	34,781	22,793	11,988
みどりの推進部歳入計	1,349,532	1,375,600	▲ 26,068

(2) 歳出

<みどりの推進部歳出>

単位：千円

款 項 目	令和6年度予算額	令和5年度予算額	増 減 額
06 土木費	9,671,087	9,412,381	258,706
06 公園緑化費	9,671,087	9,412,381	258,706
01 公園緑地管理費	4,321,336	4,225,389	95,947
02 公園緑地整備費	5,349,751	5,186,992	162,759

<公園緑地管理費の事業費内訳>

単位：千円

目 大事業 中事業 小事業	令和6年度予算額
01 公園緑地管理費	4,321,336
01 公園管理費	3,298,860
01 公園管理総務費	27,984
01 公園管理総務費	27,984
02 公園管理費	3,270,876
01 公園管理費	3,270,876
02 緑地及び街路樹等管理費	1,022,476
01 緑地及び街路樹等管理費	1,022,476
01 街路樹・緑地帯管理費	831,135
02 さけ科学館管理費	48,176
03 都市林等管理費	143,165

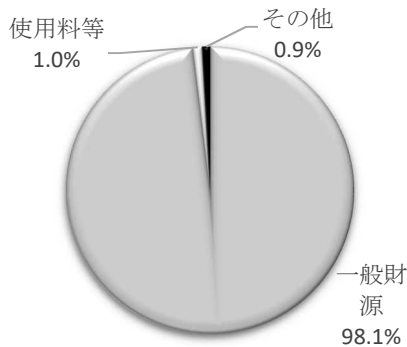
<公園緑地整備費の事業費内訳>

単位：千円

目	大事業	中事業	小事業	令和6年度予算額
02	公園緑地整備費			5,349,751
01	公園造成整備費			4,861,751
01	公園造成費			811,160
	01	公園造成費		752,000
	02	業務補助総務費		59,160
02	地域と創る公園再整備費			1,212,000
	01	地域と創る公園機能再編・再整備推進費		1,212,000
03	既設公園等整備費			2,838,591
	01	既設公園整備費		440,591
	02	安全・安心な公園再整備費		2,283,000
	04	公園トイレユニバーサルデザイン化推進費		77,000
	05	都心部公園機能向上費		38,000
03	緑地等整備費			488,000
01	緑化普及費			374,000
	01	都心のみどり推進費		44,000
	02	地域のみどりづくり支援費		55,000
	03	健やかな道路緑化推進費		253,000
	04	みどりのボランティア活動促進費		13,000
	05	札幌市みどりの基本計画推進費		9,000
02	都市林等保全費			114,000
	01	多面的機能を発揮する森づくり推進費		114,000

<公園緑地管理費財源構成>

単位：百万円

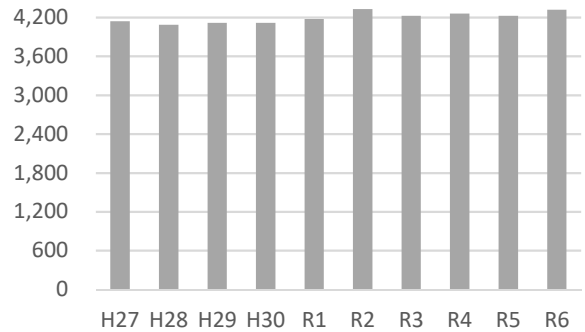


	予算額	割合
一般財源	4,239	98.1%
使用料等	45	1.0%
その他	38	0.9%
合計	4,321	100.0%

※ 100万円未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

<公園緑地管理費の年度別推移>

単位：百万円

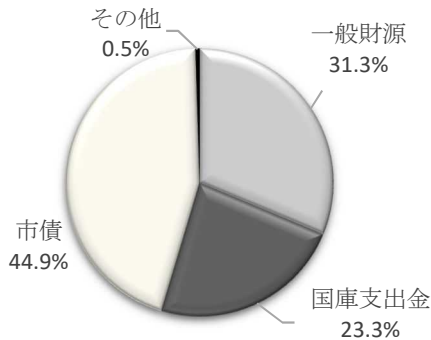


年度	H27	H28	H29	H30	R1
管理費	4,142	4,088	4,117	4,119	4,176

年度	R2	R3	R4	R5	R6
管理費	4,327	4,223	4,258	4,225	4,321

<公園緑地整備費財源構成>

単位：百万円

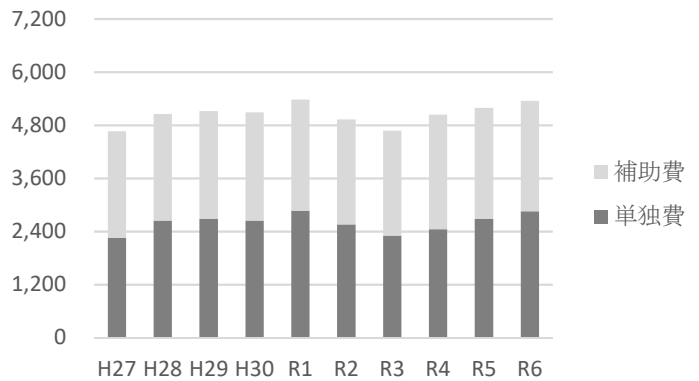


	予算額	割合
一般財源	1,673	31.3%
国庫支出金	1,248	23.3%
市債	2,403	44.9%
その他	26	0.5%
合計	5,350	100.0%

※ 100万円未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

<公園緑地整備補助費・単独費の年度別推移>

単位：百万円



年度	H27	H28	H29	H30	R1
補助費	2,409	2,403	2,427	2,443	2,511
単独費	2,255	2,647	2,690	2,645	2,870

年度	R2	R3	R4	R5	R6
補助費	2,375	2,373	2,590	2,499	2,497
単独費	2,558	2,304	2,450	2,688	2,688

参考資料 4 公園緑地の現況

(1) 札幌市の公園緑地の種類

札幌の公園緑地は、その規模・配置・基準・利用対象などから以下の図表のように分類・配置されている。

都 市 公 園	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。250m 以内の距離で行けるように配置され、標準規模は 0.25ha。
		公園	近隣公園	主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。500m 以内の距離で行けるように配置され、標準規模は 2ha。
			地区公園	徒歩圏内の住民を対象とした公園で、スポーツ施設や休憩施設が配置される。1km 以内の距離で行けるように配置され、標準規模は 4ha。
	都市基幹公園	総合公園	休息や鑑賞、散歩、運動などを目的に市民が総合的に利用できる公園。10～50ha が標準的な規模で、円山公園や中島公園などがある。	
		運動公園	野球場やテニスコート、陸上競技場、プールなどの運動施設が設置されている公園。標準規模は 15～75ha で、手稲稲積公園や厚別公園などがある。	
	特殊公園	自然環境や景観の保護、史跡や名勝、動植物に親しむことを目的とした公園で、風致公園や動植物園、墓園などが該当する。大通公園や札幌芸術の森などがある。		
都市緑地	都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地で、0.1ha 以上を標準規模としている。			
緩衝緑地	大気汚染や騒音、振動、悪臭などの公害や災害の防止を目的とし、住居地と工場地帯、交通施設を分離することが必要な場所に設けられる。			
緑道	災害時の避難路の確保や歩行者・自転車が安心して通行するために設けられた带状の緑地。幅員 10～20m を標準として公園や学校、ショッピングセンター、駅前広場などを結ぶように配置される。			
広域公園	主に一つの市町村を超える広域の利用を目的とした公園。自然を生かした様々な施設が設置され、標準規模は 50ha 以上。国営滝野すずらん丘陵公園と道立真駒内公園がある。			
自然緑地	森林レクリエーションの場として設けられる緑地で、市有林を活用した都市環境林と民有林を借用して開放している市民の森がある。			
その他の公共施設緑地	公園以外の一般に開放された公共施設の緑地。サッポロさとらんど、北大付属植物園などがある。			

※平成 15 年 3 月の都市公園法施行令改正において、住区基幹公園に関する誘致距離の標準の明示は廃止された。

＜都市公園の配置モデル図＞



(2) 公園緑地区別総括表

R6. 3. 31 現在

	中央区		北区		東区		白石区		厚別区		豊平区		清田区		南区		西区		手稲区		合計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
街区公園	111	17.3	446	46.3	265	38.7	166	34.5	133	20.9	238	30.9	216	29.3	257	33.5	305	29.1	271	32.2	2,408カ所	312.7ha
近隣公園	2	2.8	23	40.9	17	27.6	15	20.9	15	25.5	8	9.2	18	34.2	17	33.2	16	26.8	14	24.3	145カ所	245.4ha
地区公園	-	-	5	24.3	4	25.7	2	8.8	2	15.9	4	22.8	1	6.9	1	5.5	2	8.4	5	24.1	26カ所	142.3ha
総合公園	2	92.7	1	25.3	1	104.3	1	19.5	1	21.8	1	22.1	1	66.3	1	31.3	1	24.7	1	59.7	11カ所	467.8ha
運動公園	-	-	1	11.3	-	-	-	-	1	13.1	-	-	-	-	-	-	1	12.4	1	18.2	4カ所	55.0ha
特殊公園	4	30.9	1	0.3	-	-	-	-	3	4.1	1	40.9	1	2.9	1	39.0	2	36.3	-	-	13カ所	154.4ha
都市緑地	9	42.4	18	84.6	10	82.3	9	52.9	14	85.8	7	23.0	13	71.1	15	61.0	10	13.5	20	94.2	125カ所	610.7ha
緩衝緑地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	15.5	1カ所	15.5ha
緑道	-	-	2	8.3	-	-	1	2.1	-	-	-	-	1	0.6	-	-	1	4.3	2	2.7	7カ所	18.0ha
小計	128	186.1	497	241.3	297	278.7	194	138.6	169	187.0	259	148.9	251	211.4	292	203.5	338	155.5	315	270.9	2,740カ所	2,021.8ha
広域公園	真駒内公園 84.7ha 滝野すずらん丘陵公園 395.7ha (一人当たり 2.5 m ²)																			2カ所	480.4ha	
合計																					2,742カ所	2,502.2ha
1人あたり面積(m ²)	10.1	10.9	13.1	8.9	17.5	9.0	21.6	17.6	9.6	21.7	12.8m ² /人											
人口	244,914	284,807	260,715	213,355	124,159	226,378	110,450	134,129	218,596	140,696	1,958,199人											
自然緑地																						
都市環境林	都市環境林 37カ所 1,741.4ha																			37カ所	1,741.4ha	
市民の森	市民の森 6カ所 414.7ha																			6カ所	414.7ha	
合計	(一人当たり 11.0 m ²)																			43カ所	2,156.1ha	
その他の公共施設緑地																						
地域のみどり	1	0.1	4	1.3	-	-	-	-	2	0.9	2	3.7	10	15.4	8	5.1	3	1.4	1	0.2	31カ所	28.1ha
水面等	0	48.4	0	18.7	0	153.7	0	56.0	-	-	0	36.8	0	1.9	0	119.1	0	5.6	0	42.3	0カ所	482.5ha
特殊街路	3	2.4	6	34.2	1	2.2	1	10.4	0	6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11カ所	55.9ha
公共空地	7	20.6	2	3.8	2	85.7	4	0.3	1	0.6	3	48.0	1	66.2	9	31.8	3	10.6	-	-	32カ所	267.6ha
小計	11	71.5	12	58.0	3	241.6	5	66.7	3	8.2	5	88.5	11	83.5	17	156.0	6	17.6	1	42.5	74カ所	834.1ha
その他	野幌森林公園 92.0ha 真駒内保健保安林 131.3ha (一人当たり 1.1 m ²)																			2カ所	223.3ha	
合計																					76カ所	1,057.4ha
総合計																					2,861カ所	5,715.8ha
1人あたり面積(m ²)	25.1	25.1	34.6	24.2	30.3	25.1	41.3	41.4	22.5	36.9	29.2m ² /人											
人口	244,914	284,807	260,715	213,355	124,159	226,378	110,450	134,129	218,596	140,696	1,958,199人											

※ 面積は各区・公園種別・小計・合計ごとに ha 単位の小数点第2位で四捨五入しているため、各区別と合計は一致しません。

※ 人口は令和5年10月1日現在の住民基本台帳による数字である。

(3) 主な都市公園等

公園種別	都市公園等名称	ホームページアドレス
総合公園	中島公園	https://www.sapporo-park.or.jp/nakajima/
	円山公園	https://maruyamapark.jp/
	百合が原公園	https://yuri-park.jp/
	モエレ沼公園	https://moerenumapark.jp/
	川下公園	https://www.sapporo-park.or.jp/kawasimo/
	月寒公園	https://tsukisamu-park.jp/
	平岡公園	https://hiraoka-park.jp/
	藻南公園	https://www.mit-ueki.com/monami_shisetu.html
	五天山公園	https://www.nankoer.co.jp/gmpmg/
	前田森林公園	https://www.sapporo-park.or.jp/maedashinrin/
運動公園	農試公園	https://noushi-park.jp/
特殊公園	大通公園	https://odori-park.jp/
	創成川公園	https://www.sapporo-park.or.jp/sousei/
緩衝緑地	星観緑地	https://www.lchan.co.jp
都市緑地	豊平川緑地 (上流地区)	https://sapporo-park.or.jp/toyojyouryu/
	豊平川緑地 (下流地区)	https://www.sapporo-park.or.jp/toyohiragawa/

<総合公園>

○中島公園

所在地：中央区中島公園ほか

面積：23.6ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：みどりの管理課公園管理係（211-2536）

公園の維持管理に関すること：中島公園管理事務所

（公園緑化協会・中島公園コンソーシアム 511-3924）

みどりの管理課公園維持係（211-2536）

公園の概要

明治20年に中島遊園地として開設された公園である。都心に近く、豊平館・八窓庵などの文化財や日本庭園、菖蒲池、札幌コンサートホールKitaraなどがある。

主な施設

豊平館、八窓庵、日本庭園、天文台、札幌コンサートホールKitara、菖蒲池、鴨々川水遊び場、テニスコートなど

主な行事

時 期	行 事
5 月	園芸市
6 月	さっぽろまつり
12 月	歳の市

○円山公園

所在地：中央区宮ヶ丘、円山西町8丁目ほか

面積：69.1ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：みどりの管理課公園管理係（211-2536）

公園の維持管理に関すること：円山公園管理事務所

（（公財）札幌市公園緑化協会 621-0453）

みどりの管理課公園維持係（211-2536）

公園の概要

開拓時代からの自然がそのまま残された園内には、円山総合グラウンドや円山球場などの多彩な運動施設、円山動物園などがあり、緑に包まれた本市を代表する公園である。

主な施設

円山競技場、円山球場、円山庭球場、円山動物園、ゲートボール場など

○百合が原公園

所在地：北区百合が原公園 210 番ほか

面積：25.3ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：みどりの管理課公園管理係（211-2536）

公園の維持管理に関すること：百合が原公園管理事務所

（（公財）札幌市公園緑化協会 772-4722）

みどりの管理課公園維持係（211-2536）

公園の概要

全国都市緑化さっぽろフェア（'86 さっぽろ花と緑の博覧会）の開催に合わせて設置された公園であり、約 100 種類のユリを栽培する「世界の百合広場」やミュンヘン庭園博覧会に出品された日本庭園などがある。また、園内には百合が原緑のセンターが併設されている。

主な施設

百合が原緑のセンター、世界の百合広場、世界の庭園、サイロ展望台、リリートレイン、パークゴルフ場、レストランなど

○モエレ沼公園

所在地：東区モエレ沼公園

面積：104.3ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：みどりの管理課公園管理係（211-2536）

公園の維持管理に関すること：モエレ沼公園管理事務所

（（公財）札幌市公園緑化協会 790-1231）

みどりの管理課公園維持係（211-2536）

公園の概要

「環状グリーンベルト構想」の平地系北東部緑地ゾーンの拠点として位置づけられた公園である。用地は本市清掃事業の埋立地として取得したもので、世界的な

彫刻家として著名な故イサム・ノグチの基本設計を基に、昭和 57 年に造成工事を開始し、平成 17 年度に全面完成した。

主な施設

ガラスのピラミッド、海の噴水、モエレ山、プレイマウンテン、テトラマウンド、ミュージックシェル、野球場、テニスコート、陸上競技場など

○川下公園

所在地：白石区川下 2651 番地ほか

面積：19.5ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：白石区土木センター（864-8125）

公園の維持管理に関すること：川下公園公園管理事務所

（公園緑化協会・川下公園コンソーシアム 879-5311）

白石区土木センター（864-8125）

公園の概要

健康増進、通年利用型の総合公園として平成 11 年に全面開園した。温水プールや浴室を備えた全天候型施設（リラックスプラザ）をはじめ、札幌市の木であるライラックの品種を世界中から集めたライラックの森などがある。

主な施設

リラックスプラザ（温水プール、浴室、室内公園など）、芝生広場、ピクニック広場、パークゴルフ場、野球場、テニスコートなど

○月寒公園

所在地：豊平区美園 10 条 7 丁目ほか

面積：22.1ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：豊平区土木センター（851-1681）

公園の維持管理に関すること：月寒公園管理事務所

（月寒公園パークライフコンソーシアム 818-3150）

豊平区土木センター（851-1681）

公園の概要

明治末期、歩兵第 25 連帯の小演習場として使用され「干城台」と名付けられていた場所であり、昭和 36 年旧豊平町との合併時に公園として開設した。園内には古くからの詩碑・史跡などが数多く設置されている。

主な施設

ボート池、野球場、テニスコート、パークゴルフ場など

○平岡公園

所在地：清田区平岡 4 条 7 丁目ほか

面積：66.3ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：みどりの管理課公園管理係（211-2536）

公園の維持管理に関すること：平岡公園管理事務所

（（公財）札幌市公園緑化協会 881-7924）

みどりの管理課公園維持係（211-2536）

公園の概要

環状グリーンベルト構想の拠点公園として、昭和 57 年から整備が進められた。道央自動車道を挟んで東西に二分されており、西側には約 1,200 本のウメが植栽されている梅林のほか、自然の姿をとどめた山林、三里川に沿った散策路、自然観察のできる湿地がある。東側には遊具広場、運動施設などが整備されている。

主な施設

梅林、野球場、テニスコート、パークゴルフ場など

○藻南公園

所在地：南区川沿 9 条 1 丁目ほか

面積：31.3ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：南区土木センター（581-3811）

公園の維持管理に関すること：藻南公園管理事務所

（藻南・石山・常盤・さくらの森グループ 578-3361）

南区土木センター（581-3811）

公園の概要

豊平川の上流部に位置し、ダイナミックな川の流れや荒々しいがけ、深い森の姿に包まれながら自然の雄大さを感じることができる。河川を挟んで兩岸に整備されており、右岸に野球場やテニスコート、左岸に炊事広場、遊具広場などが整備されている。

主な施設

野球場、テニスコート、パークゴルフ場、炊事広場など

○五天山公園

所在地：西区福井 10 丁目ほか

面積：24.7ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：西区土木センター（667-3201）

公園の維持管理に関すること：五天山公園管理事務所

（五天山・宮丘パークマネジメントグループ 662-2424）

西区土木センター（667-3201）

公園の概要

特徴ある風景をつくる五天山採石場跡地を背景に、遊具広場や球技広場、運動施設などが整備されている。また、かつて西野地区に多数あった水車を復元した水

車小屋の西側にはホタル水路が整備されており、環境学習館ではホタルの幼虫の見学ができる。

主な施設

テニスコート、パークゴルフ場、炊事広場、環境学習館など

○前田森林公園

所在地：手稲区手稲前田 591 番 4 ほか

面積：59.7ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：手稲区土木センター（681-4011）

公園の維持管理に関すること：前田森林公園管理事務所

（公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム 681-3940）

手稲区土木センター（681-4011）

公園の概要

「環状グリーンベルト構想」の平地系手稲緑地ゾーンの拠点公園として昭和 57 年度に着手し、平成 3 年度に全面完成した。公園中央部に位置する 600m のカナルや 320m のポプラ並木、公園外周の市民植樹による記念樹の森が公園を特徴づけている。また、各種運動施設やイベント等が開催できる芝生広場、軽飲食のできる展望ラウンジなどがある。なお、平成 18 年にパークゴルフ場、バーベキュー広場等を設置し、拡張区域の供用を開始した。

主な施設

カナル、壁泉、展望ラウンジ、休憩舎、野球場、球技場（サッカー場）、パークゴルフ場、サンクガーデンなど

<運動公園>

○農試公園

所在地：西区八軒 4 条西 6 丁目ほか

面積：12.4ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：西区土木センター（667-3201）

公園の維持管理に関すること：農試公園管理事務所

（（公財）札幌市公園緑化協会 615-3680）

西区土木センター（667-3201）

公園の概要

地区公園として昭和 50 年に開設済みであったものを、昭和 62 年に拡張

（3.9ha）することにより、12.4ha の運動公園として公園種別の変更を行った。冬期間も屋内レクリエーションが行える屋内広場（愛称ツインキャップ）や自由に木工工作を楽しむことができるトンカチ広場などがある。

主な施設

屋内広場（屋内グラウンド、サンルーム広場、採暖室など）、トンカチ広場、

ちやぷちやぷ広場、遊戯広場、屋外スキースロープなど

<特殊公園>

○大通公園

所在地：中央区大通西 1～12 丁目

面積：7.9ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：みどりの管理課公園管理係（211-2536）

公園の維持管理に関すること：大通公園管理事務所

（（公財）札幌市公園緑化協会 251-0438）

みどりの管理課公園維持係（211-2536）

公園の概要

札幌の街を南北に分ける幅 65m、長さ 1.2km の公園。明治 4 年に火防線として設置され、明治 42 年大通逍遙地として現在の形態が整った。四季折々の花木に彩られる中で、ライラックまつり、YOSAKOI ソーラン祭り、夏まつり、ホワイトイルミネーション、さっぽろ雪まつりなどさまざまなイベントでにぎわう都心のオアシスである。

主な施設

広場、花壇、噴水、彫像、記念碑、野外ステージ、遊水路など

主な行事

時 期	行 事
5月	ライラックまつり、札幌ラーメンショー
6月	YOSAKOI ソーラン祭り、花壇コンクール
6～7月	花フェスタ
7～8月	さっぽろ夏まつり、ビアガーデン
9～10月	オータムフェスト
11～12月	ホワイトイルミネーション、ミュンヘン・クリスマス市
2月	さっぽろ雪まつり

○創成川公園

所在地：中央区北 1 条西 1 丁目ほか

面積：1.8ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：みどりの管理課公園管理係（211-2536）

公園の維持管理に関すること：創成川公園管理事務所

（（公財）札幌市公園緑化協会 221-4100）

みどりの管理課公園維持係（211-2536）

公園の概要

創成川アンダーパス連続化事業に伴い、創成トンネルの地上部分につくられた。

大通公園が東西方向の軸であることに対し、創成川公園は南北の軸となるように計画され、創成川を挟んだ東西の街をつなぐ役割を果たしている。公園内には、創成川の歴史をしのばれる記念碑等や芸術作品が随所に設置されており、創成川の水辺や木々の緑を感じながら散策や休憩ができる。

主な施設

狸二条広場、まんなか広場、アートワーク、大友亀太郎像など

<緩衝緑地>

○星観緑地

所在地：手稲区手稲星置 201 番ほか

面積：15.5ha

問い合わせ

公園の占用等の申請に関すること：手稲区土木センター（681-4011）

公園の維持管理に関すること：星観緑地管理事務所

（（株）市川造園 686-0680）

手稲区土木センター（681-4011）

公園の概要

札幌市星置地区の住宅地と小樽市の工業団地の緩衝帯として計画・造成された緑地であり、緑地内には9ホールのパークゴルフ場、桜の花見広場などの施設がある。

主な施設

パークゴルフ場、花広場、桜広場、花見広場、芝生広場、健康遊具広場など

<都市緑地>

○豊平川緑地

所在地：豊平川堤外地

面積：123.8ha

公園の占用等の申請に関すること：みどりの管理課公園管理係（211-2536）

公園の維持管理に関すること：みどりの管理課公園維持係（211-2536）

上流地区について

中島公園管理事務所

（公園緑化協会・中島公園コンソーシアム 511-3924）

下流地区について

川下公園管理事務所

（公園緑化協会・川下公園コンソーシアム 879-5311）

公園の概要

本市の母なる川・豊平川の両岸に沿って広がる都市緑地であり、ジョギングやサイクリング、野球、サッカーなど市民の身近なレクリエーションの場として利用されている。

主な施設

パークゴルフ場、野球場、サッカー場、ウォーターガーデンなど

(4) 大規模公園の再整備

○大通公園

より魅力的な風格ある都市空間の創出を目指し、平成元年から平成6年にかけて全面的な再整備を行った。

<再整備の概要>

交流（1・2丁目）、オアシス（3～5丁目）、つどい（6～9丁目）、フロンティア（10・11丁目）、花（12・13丁目）の5つのゾーンからなり、8丁目～9丁目間は公園区画の連続化を行った。

○中島公園

都心部の緑の拠点として芸術・文化活動の場の提供を目指し、平成7年度から平成13年度にかけて全面的な再整備を行った。

<再整備の概要>

「都心部の発展に呼応しながら、歴史・文化・芸術が水と緑の景の中に重層化する公園づくり」をコンセプトとし、音楽専用ホール Kitara や道立近代文学館を新たに設置するとともに、子供の国の円山動物園への移設や中島プールの廃止、日本庭園の改修などの整備を行った。

○旭山記念公園

市民参加により計画を進め、豊かな自然環境を活かした地域の文化を育む場の創出と少子高齢化社会への対応とユニバーサルデザイン化を目指して、平成16年度から平成20年度にかけて全面的な再整備を行った。

<再整備の概要>

市内を一望できる展望広場、各種イベントの開催可能な噴水広場、高齢者や障がい者にも配慮したユニバーサル園路、市民活動の拠点となる森の家などの整備を行った。

○月寒公園

開設から約50年を経て、新たな市民ニーズへの対応、ユニバーサルデザイン化、広域避難場所に必要な施設の整備等を目指し、平成24年度から平成30年度にかけて全面的な再整備を行った。

<再整備の概要>

さまざまな活動に利用できる多目的広場や、子どもたちの遊び場となる森の遊び場、丘の遊び場、遊戯広場のほか、野球場、テニスコート、パークゴルフ場、市民の活動・休憩拠点となる屋内施設などの整備を行った。

(5) 札幌の街路樹

＜札幌市街路樹樹種別一覧＞

令和6年3月31日現在（単位：本）

樹種	管理区分	市 道 ・ 道 々											国 道	合 計
		中央区	北 区	東 区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南 区	西 区	手稲区	小 計		
落 葉	ナナカマド	1,547	5,731	3,320	3,797	2,468	2,106	2,154	1,572	3,140	2,042	27,877	1,432	29,309
	イチョウ	3,988	4,541	2,964	2,986	4,758	1,202	1,217	558	742	3,086	26,042	2,030	28,072
	カエデ類	1,031	4,515	2,980	644	1,986	2,772	4,027	1,119	287	2,034	21,395	331	21,726
	ニセアカシア	2,138	2,644	1,136	2,925	1,804	1,745	265	298	563	767	14,285	737	15,022
	プラタナス	1,496	2,115	1,763	465	1,294	536	502	132	220	423	8,946	427	9,373
	ハルニレ	724	3,839	1,218	49	709	79	1,325	154	724	278	9,099	137	9,236
	オオバボダイ ジュ	546	3,506	1,194	170	347	657	717	124	137	1,105	8,503	1,242	9,745
	サクラ類	729	1,688	689	712	241	422	726	1,851	985	604	8,647	428	9,075
	シラカバ	401	1,160	793	369	1,352	1,232	641	458	763	249	7,418	80	7,498
	イヌエンジュ	366	1,001	704	499	392	331	427	588	666	661	5,635	14	5,649
高 木	トチノキ	382	789	284	2	275	415	1,644		144	91	4,026	316	4,342
	シダレヤナギ	819	513	410	577	346	15		10	576	1,124	4,390	47	4,437
	カツラ	699	1,100	1,053	185	248	11	500	67	166	135	4,164	513	4,677
	ハシドイ	681	1,131	655	163	50	77	252	508	113	233	3,863	0	3,863
	ハンノキ類	4	1,555	245	161		19	39	574	258	316	3,171	0	3,171
	ネグンドカエデ	266	463	787	379	49	325	13	7	8	52	2,349	373	2,722
	ボブラ類	175	198	725	76	36	366	146	29	329	127	2,207	227	2,434
	ヤチダモ	186	1,383	301	19		15	7		65	220	2,196	74	2,270
	その他落葉樹	2,283	4,695	1,661	746	694	916	1,654	1,331	943	351	15,274	729	16,003
	小 計	18,461	42,567	22,882	14,924	17,049	13,241	16,256	9,380	10,829	13,898	179,487	9,137	188,624
常 緑 高 木	ヨーロッパ トウヒ	17	2,348		2,332	255	345	345	4		22	5,668	692	6,360
	ブンゲンス トウヒ	103	2,664	710	10	29	85	228	9	31	221	4,090	905	4,995
	アカエゾマツ	75	3,067	157	15	82	10	69	121	5	762	4,363	190	4,553
	イチイ (オソコ)	529	1,532	110	385	113	194	35	171	70	56	3,195	510	3,705
	その他常緑樹	1,377	1,765	2,199	441	804	763	113	1,124	518	122	9,226	73	9,299
	小 計	2,101	11,376	3,176	3,183	1,283	1,397	790	1,429	624	1,183	26,542	2,370	28,912
合 計	20,562	53,943	26,058	18,107	18,332	14,638	17,046	10,809	11,453	15,081	206,029	11,507	217,536	

参考資料5 各区土木部所在地・電話番号

	所 在 地	連 絡 先
中央区土木部維持管理課	中央区北 12 条西 23 丁目 2-5 SDC 北 12 条ビル 2 階	614-5800
北 区土木部維持管理課	北区太平 12 条 2 丁目 1-7	771-4211
東 区土木部維持管理課	東区北 33 条東 18 丁目 1-6	781-3521
白石区土木部維持管理課	白石区本通 14 丁目南 5-32	864-8125
厚別区土木部維持管理課	厚別区厚別町下野幌 45-39	897-3800
豊平区土木部維持管理課	豊平区西岡 3 条 1 丁目 8-20	851-1681
清田区土木部維持管理課	清田区平岡 2 条 4 丁目 1-40	888-2800
南 区土木部維持管理課	南区南 31 条西 8 丁目 2-5	581-3811
西 区土木部維持管理課	西区西野 290-10	667-3201
手稲区土木部維持管理課	手稲区曙 5 条 5 丁目 2-1	681-4011

参考資料6 出資団体

(1) (公財) 札幌市公園緑化協会

公益財団法人札幌市公園緑化協会（昭和 59 年設立。平成 25 年 4 月より、従来の財団法人から公益財団法人に移行）は、都市緑化、公園緑地および自然環境等に関する事業を通して、みどり豊かで潤いのある持続可能な都市づくりを推進するとともに、健全な地域社会の形成と生活文化・福祉の向上に寄与することを目的とした法人である。

※令和 6 年 4 月 1 日時点

<理事長>

近藤 哲也（学識者）

<基本金>

40,000 千円（札幌市出資額 10,000 千円。出資割合 25.0%）

<主な事業内容>

- 札幌市都市緑化基金の造成、管理および運営（札幌市都市緑化基金を活用した制度：P19 参照）
- 都市緑化の推進およびその普及啓発に関する事業
- 公園緑地、自然環境および都市緑化等に関する調査・研究
- 公園緑地および自然環境等に関する施設の管理運営
- 公園緑地等におけるスポーツ・余暇活動および健康の維持増進に関する事業
- 上記各項目に関する附帯事業
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 札幌市森林組合

札幌市森林組合（昭和 17 年設立）は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的とした法人である。

※令和 6 年 4 月 1 日時点

<代表理事組合長>

吉田 嗣博（事業者）

<基本金>

8,760 千円（札幌市出資額 3,031 千円。出資割合 34.6%）

<主な事業内容>

- 組合員のためにする森林の経営に関する指導
- 組合員の委託を受けて行う森林の施業および経営
- 病虫害の防除その他組合員の森林保護に関する事業
- 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管または販売
- 組合員の行う林業に必要な種苗の採取もしくは育成または林道の設置その他組合員の行う林業その他の事業または生活に必要な共同利用施設の設置
- 組合員のための森林経営計画の作成

参考資料7 指定管理者が管理運営を行う都市公園等

指定期間	公園名又は施設名	指定管理者名	連絡先	
令和3年4月～ 令和8年3月	旭山記念公園	旭山記念公園みどりコンソーシアム	旭山記念公園管理事務所 200-0311	
	五天山公園	五天山・宮丘 パークマネジメントグループ	五天山公園管理事務所 662-2424	
	宮丘公園			
令和5年4月～ 令和10年3月	大通公園	(公財)札幌市公園緑化協会	大通公園管理事務所 251-0438	
	創成川公園		創成川公園管理事務所 221-4100	
	中島公園	公園緑化協会・中島公園 コンソーシアム	中島公園管理事務所 511-3924	
	豊平川緑地(上流地区)			
	円山公園	(公財)札幌市公園緑化協会	円山公園管理事務所 621-0453	
	百合が原公園		百合が原公園管理事務所 772-4722	
	屯田西公園	みどりみらい プロジェクトグループ	屯田西公園管理事務所 771-0219	
	太平公園			
	新琴似グリーン公園			
	あいの里公園	茨戸川緑地・あいの里パートナーズ	茨戸川緑地管理事務所 778-5751	
	茨戸川緑地			
	モエレ沼公園	(公財)札幌市公園緑化協会	モエレ沼公園管理事務所 790-1231	
	川下公園	公園緑化協会・川下公園 コンソーシアム	川下公園管理事務所 879-5311	
				北郷公園
	豊平川緑地(下流地区)	(公財)札幌市公園緑化協会	豊平公園管理事務所 811-6568	
	豊平公園			
	平岡公園			平岡公園管理事務所 881-7924
	清田南公園			平岡樹芸センター管理事務所 883-2891
	平岡樹芸センター			
	農試公園			農試公園管理事務所 615-3680
	発寒西陵公園	稲積公園グループ	手稲稲積公園管理事務所 685-1010	
	手稲稲積公園			
	北発寒公園			
	前田公園	公園緑化協会・ていねグリーン コンソーシアム	前田森林公園管理事務所 681-3940	
	前田森林公園			
	星置公園			
明日風公園				
山口緑地				
令和6年4月～ 令和11年3月	美香保公園	北のふるさとNグループ	伏古公園管理事務所 789-4361	
	伏古公園			
	丘珠空港緑地			
	厚別山本公園	あつべつグリーンパートナー	もみじ台緑地管理事務所 897-7805	
	もみじ台緑地			
	青葉中央公園			
	大谷地流通団地東側緑地			
	西岡公園	(公財)札幌市公園緑化協会	西岡公園管理事務所 582-0050	
	西岡中央公園			
	月寒公園	月寒公園パークライフ コンソーシアム	月寒公園管理事務所 818-3150	
	吉田川公園			
	藻南公園	藻南・石山・常盤・さくらの森 グループ	藻南公園管理事務所 578-3361	
	石山緑地			
	小金湯さくらの森			
常盤公園				
星観緑地	(株)市川造園	星観緑地管理事務所 686-0680		

参考資料 8 みどりの沿革表

明治 2 年	開拓使が設置され、島判官が札幌本府の設営に着手
明治 4 年	岩村判官のもと本府建設を再開し、基盤の目の市街区画等が進められる 市街地を官地と町地に分断する火防線を設け後志通と称する（大通公園のはじめ） 札幌初の公園である偕楽園を設置する（現在の清華亭周辺）
明治 12 年	偕楽園に洋館がつくられ、黒田長官が水木清華亭と命名
明治 15 年	開拓使が廃止され、札幌、函館、根室の三県制となる
明治 19 年	三県制が廃止され北海道庁を設置する 札幌農学校教授で植物学者の宮部金吾の設計により植物園の造成を開始
明治 32 年	札幌、函館、小樽に区政がしかれる
明治 42 年	植樹や芝生を整備し、円山公園が開設される
明治 43 年	山鼻小公園を開設する（本市住区基幹公園のルーツ）
大正 2 年	西山造林地の造林を開始
大正 8 年	（旧）都市計画法制定
大正 10 年	円山と藻岩山が原始林として国の天然記念物に指定される
大正 11 年	区政を廃止し市制が施行される
大正 12 年	円山など 3 か所が保安林に指定される
昭和 14 年	大通・創成川など 9 地区を風致地区に指定
昭和 17 年	美香保・豊平・白石の 3 公園を本市初の都市計画公園として決定
昭和 20 年	大通・円山公園が米軍に接収され、中島公園は戦時中からの軍使用と戦後の引揚者住宅等で荒廃 都市計画公園の白石・豊平・琴似・伏古の各公園は農地解放により自作農創設地として国の買収を受け、区画整理事業区域になるなど公園計画が頓挫する
昭和 24 年	支笏洞爺国立公園が指定される 児童福祉法の制定を記念してさつき公園などの 9 公園を都市計画決定し、児童公園の整備が開始される
昭和 25 年	第 1 回札幌雪まつりが大通で開催される 本市に公園係を設置
昭和 26 年	森林法制定 円山動物園開園
昭和 27 年	市内造園業者の協力のもと大通花壇の造成が始まる
昭和 29 年	大通花壇コンクールが始まる
昭和 31 年	都市公園法が制定される
昭和 32 年	札幌市都市公園条例が制定される
昭和 33 年	北海道大博覧会が開催され、百花園等を整備した中島公園が第 2 会場となる
昭和 36 年	建設局計画部に公園課を設置
昭和 41 年	東月寒向ヶ丘等 3 地区を風致地区に指定し、風致地区が合計 12 地区となる
昭和 42 年	札幌市緑化推進条例を制定 市民記念植樹始まる

昭和 43 年	社寺林等の保存樹 17 か所を初めて指定
昭和 47 年	政令指定都市に移行 第 11 回冬季オリンピック大会が開催される 都市公園整備 5 箇年計画がスタート 緑化推進部を設置（公園緑地課・自然保護課）
昭和 48 年	都市緑地保全法が制定され、東月寒緑地保全地区が指定第 1 号となる 札幌市緑化政策大綱を策定 （財）札幌オリンピック手稲山記念ランド設立
昭和 49 年	緑化推進部の公園緑地課を公園管理課と公園建設課に改組
昭和 50 年	道立真駒内公園が完成 児童公園 100 か所作戦がスタート
昭和 51 年	第 2 次都市公園整備 5 箇年計画がスタート
昭和 52 年	札幌市緑化推進条例を全部改定 東北公園（現百合が原公園）が昭和天皇御在位 50 年記念公園に決定 現在の前田森林公園にて第 1 回市民記念植樹祭を開催
昭和 53 年	国営滝野すずらん丘陵公園の整備着手
昭和 54 年	豊平公園緑のセンター開設
昭和 56 年	第 3 次都市公園整備 5 箇年計画がスタート
昭和 57 年	札幌市緑の基本計画を策定
昭和 58 年	環状グリーンベルト構想起工式を厚別山本地区で開催
昭和 59 年	平岡樹芸センター、豊平川さけ科学館オープン （財）札幌市公園緑化協会および札幌市都市緑化基金を設立
昭和 60 年	札幌圏緑のマスタープランを策定
昭和 61 年	第 4 次都市公園整備 5 箇年計画がスタート ‘86 札幌花と緑の博覧会が百合が原公園にて開催 百合が原緑のセンター開設 各区土木部に公園緑化係を設置（中央区は平成 10 年度から）
昭和 63 年	モエレ沼公園の設計にイサム・ノグチ氏が参画 フラワーロード事業がスタート 森林保全基金を創設
平成元年	厚別公園を主会場にはまなす国体が開催される 大通公園リフレッシュ事業がスタート 日本の都市公園 100 選に大通公園と中島公園が選ばれる
平成 2 年	都市公園 2,000 か所を突破
平成 3 年	第 5 次都市公園整備 5 箇年計画がスタート 大都市都市公園機能実態共同調査を開始
平成 5 年	「個性あふれる公園整備事業」がスタート 大通公園 8~9 丁目を連続化 都市公園法一部改正、都市緑地保全法一部改正 緑の政策大綱を制定
平成 6 年	大通公園のリフレッシュ事業が完了
平成 7 年	中島公園リフレッシュ事業がスタート モエレ沼公園一部供用開始

平成 8 年	札幌市初の本格的バリアフリー公園「藤野むくどり公園」が開設
平成 9 年	厚別公園競技場の J リーグ対応および陸上競技場の新仕様対応への改修 (～平成 10 年)
平成 10 年	モエレ沼公園がマイアミ市ベイフロントパークとの姉妹公園提携調印 (財)札幌オリンピック手稲山記念ランドが(財)札幌市公園緑化協会と 合併
平成 11 年	札幌市緑の基本計画改訂
平成 12 年	自然保護課から緑の保全課へ名称変更
平成 13 年	札幌市緑の保全と創出に関する条例を制定 中島公園リフレッシュ事業が完了 旭山記念公園再整備事業がスタート
平成 15 年	モエレ沼公園ガラスのピラミット(愛称:HIDAMARI)オープン
平成 16 年	札幌市緑の基本計画追加改訂(緑化重点地区の指定) 景観緑三法の制定(景観法の制定、都市緑地保全法から都市緑地法となる)
平成 17 年	緑化推進部からみどりの推進部へ名称変更 モエレ沼公園グランドオープン
平成 18 年	指定管理者制度を導入(札幌市内の公園緑地等 24 施設において指定管理者 による管理運営を行う) 都市公園法施行 50 周年、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置 法施行 40 周年、国営公園制度制定 30 周年
平成 19 年	日本の歴史公園 100 選に大通公園と中島公園が選ばれる
平成 20 年	旭山記念公園再整備事業が完了 五天山公園が完成
平成 22 年	国営滝野すずらん丘陵公園全面オープン
平成 23 年	札幌しみどりの基本計画改定 創成川公園が供用開始 大通公園 100 周年記念事業を開催
平成 24 年	月寒公園再整備工事がスタート
平成 27 年	札幌市公園施設長寿命化計画策定
平成 28 年	小金湯さくらの森が開設 環境局から建設局へ機構替え
平成 29 年	都市公園法一部改正 都市緑地法一部改正
平成 30 年	月寒公園再整備事業が完了
令和 2 年	札幌しみどりの基本計画改定 札幌市公園整備方針策定
令和 3 年	北海道胆振東部地震(平成 30 年)における里塚中央ぼぶら公園災害復旧が完了 東京オリンピック 2020 マラソン・競歩が大通公園を発着地として札幌市で開催
令和 4 年	札幌市制 100 周年 第 39 回全国都市緑化北海道フェアが北海道・恵庭市で開催 (札幌市では百合が原公園を協賛会場、大通公園をサテライト会場として協力)
令和 5 年	都市公園制度制定 150 周年 (大通公園・中島公園において記念事業、企画展示を実施) 百合が原公園(日本庭園)と藤野むくどり公園(バリアフリー遊具)が都市公園 制度制定 150 周年記念公園施設に登録

参考資料 9 主要関係機関および団体

(1) 大都市

名 称	所 在 地	連 絡 先
仙台市建設局百年の杜推進部公園管理課	〒980-8671 仙台市青葉区二日町12-34 二日町第五仮庁舎4階	022-214-8395
さいたま市都市局 みどり公園推進部都市公園課	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目-4-4	048-829-1420
千葉市都市局公園緑地部緑政課	〒260-0026 千葉市中央区千葉港1-1 高層棟4階	043-245-5774
東京都建設局公園緑地部計画課	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8-1	03-5320-5369
川崎市建設緑政局 緑政部みどりの事業調整課	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2111
横浜市環境創造局 みどりアップ推進部みどりアップ推進課	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10	045-671-2121
相模原市環境経済局 環境共生部公園課	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15	042-769-8243
新潟市土木部みどりの政策課	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1	025-226-3061
静岡市都市局都市計画部公園整備課	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1	054-221-1433
浜松市都市整備部緑政課	〒430-0923 浜松市中区北寺島町617-6 中央土木整備事務所1階	053-457-2586
名古屋市緑政土木局 緑地部緑地事業課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3丁目1-1	052-961-1111
京都市建設局みどり政策推進室	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前488番地	075-222-4114
大阪市建設局公園緑化部調整課	〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟4階	06-6615-6600
堺市建設局公園緑地部公園監理課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7824
神戸市建設局公園部管理課	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3-1-7 コンコルディア神戸5階	078-595-6452
岡山市都市整備局都市・交通部 庭園都市推進課	〒700-8544 岡山市北区大供1丁目1-1	086-803-1395
広島市都市整備局緑化推進部緑政課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1丁目6-34	082-504-2390
北九州市建設局公園緑地部公園管理課	〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1	093-582-2464
福岡市住宅都市局公園部政策課	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1	092-711-4446
熊本市都市建設局森の都推進部みどり 公園課	〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2409

(2) 関係団体

名 称	所 在 地	連 絡 先
(公財) 札幌市公園緑化協会	〒060-0031 札幌市中央区北1条東1丁目6-16 ニューワンビル4階	011-211-2579
(株) 札幌リゾート開発公社	〒061-2301 札幌市南区定山溪937番地先	011-598-4511
札幌市森林組合	〒060-0010 札幌市中央区北10条西24丁目1-10	011-631-4911
(一財) 北海道河川財団	〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目5-1 伊藤110ビル9階	011-729-8141
(一財) 公園財団	〒112-0014 東京都文京区関口1-47-12 江戸川橋ビル2階	03-6674-1188
滝野管理センター	〒005-0862 札幌市南区滝野247	011-594-2222
(公財) 都市緑化機構	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-2-4 田村ビル2階	03-5216-7191
(一社) 日本公園緑地協会	〒101-0032 東京都千代田区岩本町3丁目9-13 岩本町寿共同ビル2階	03-5833-8551
(一財) 日本緑化センター	〒162-0842 東京都新宿区市谷土原町1-2-29 K, I, Hビルディング	03-6457-5215
全国都市公園整備促進協議会	〒101-0032 東京都千代田区岩本町3丁目9-13 岩本町寿共同ビル2階	03-5833-8551

(3) 主要官公庁

名 称	所 在 地	連 絡 先
国土交通省 都市局 総務課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111(代)
都市計画課	〃	〃
公園緑地・景観課	〃	〃
緑地環境室	〃	〃
北海道局 地政課	〃	〃
北海道開発局 事業振興部都市住宅課	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311(代)
建設部道路計画課	〃	〃
札幌開発建設部	〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目	011-611-0111(代)
札幌河川事務所	〒005-0032 札幌市南区南32条西8丁目2-1	011-581-3235(代)
国営滝野すずらん丘陵公園事務	〒005-0862 札幌市南区滝野247	011-594-2100
農林水産省 北海道森林管理局 石狩森林管理署	〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番 〃	011-622-5213(代) 011-622-5111
国立研究開発法人森林総合研究所北海道支所	〒062-8516 札幌市豊平区羊ヶ丘7番地	011-851-4131(代)
北海道 建設部まちづくり局	〃	〃
都市計画課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111(代)
都市環境課	〃	〃
水産林務部林務局 森林整備課	〃	〃
治山課	〃	〃
環境生活部環境局 自然環境課	〃	〃
総務部 総務課	〃	〃
石狩振興局産業振興部 林務課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目	〃
空知総合振興局札幌建設管理部	〒064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2-1	011-561-0201(代)
事業課	〒063-0033 札幌市西区西野3条1丁目1-20	011-662-1161(代)

令和6年度事業概要

編集発行

札幌市建設局みどりの推進部

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館6階

TEL011-211-2533 FAX011-211-2523

<http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/>

発行年月

令和6年(2024年)8月

SAPP_URO